

令和4年度
熊本県ひとり親家庭等実態調査
報告書

令和5年1月
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども家庭福祉課

はじめに

子育てと仕事を一人で担うひとり親の御家庭においては、多くの家庭において日常生活の様々な面で困りごとを抱えておられます。また、近年においては新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、物価高騰の深刻化により、ひとり親家庭を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

こうした中、熊本県では、「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念とする「第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、保護者の「仕事」や「家計」、子どもの「学び」を支える取組みなどの5つの基本目標のもと、ひとり親や寡婦の方に対する生活・子育て支援、経済的自立に向けた就業支援や養育費の確保支援等に取り組んでいるところです。この度、当該計画が令和5年度末をもって計画期間を満了することに伴い、次期第5期計画策定の基礎資料とするため、母子、父子、寡婦及び養育者家庭を対象とした実態調査を実施いたしました。

本県では、「誰一人取り残さないくまもとづくり」の推進に向け、今後、本調査で得られた結果を踏まえ、福祉施策の一層の充実を図って参ります。また、本報告書が、市町村等関係機関をはじめ多くの方に活用され、今後の母子、父子、寡婦及び養育者家庭の福祉の充実に役立つことを期待しています。

おわりに、本調査の実施に当たり、御協力いただきました母子、父子、寡婦及び養育者家庭の皆様をはじめ、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会及び市町村等関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和5年（2023年）1月

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども家庭福祉課

目次

I 調査の概要	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査基準日及び期間.....	1
3. 調査対象世帯.....	1
4. 実施主体、協力機関.....	1
5. 調査方法.....	1
6. 調査内容.....	1
7. 集計結果利用上の注意.....	2
II 調査結果の概要.....	3
1. 世帯数の動向.....	3
2. 理由別世帯数の動向.....	3
3. 世帯の状況.....	4
4. ひとり親となった理由.....	6
5. 養育費の取り決め・取得状況.....	7
6. 面会交流について.....	11
7. ひとり親世帯になって困ったこと.....	15
8. 仕事の状況.....	16
9. 住宅の状況.....	24
10. 生計の状況.....	26
11. 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響.....	29
12. 健康状態.....	32
13. 生活の状況.....	32
14. 現在の悩み、相談相手等.....	37
15. 行政機関に対する要望.....	39

I 調査の概要

1. 調査の目的

母子父子寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき策定した第 4 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画について、令和 5 年度末に計画期間が満了することに伴い、次期第 5 期計画策定の基礎資料とするために調査を実施。

2. 調査基準日及び期間

- (1) 調査基準 令和 4 年 8 月 1 日
- (2) 調査期間 令和 4 年 8 月 1 日～8 月 31 日

3. 調査対象世帯

			有効回答	回収率
(1) 母子世帯	児童扶養手当受給資格者	2,052 世帯	605	29.5%
(2) 父子世帯	同上	178 世帯	54	30.3%
(3) 養育者世帯	同上	77 世帯	19	24.7%
(4) 寡婦世帯	社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会会員	397 世帯	212	53.4%
合計		2,704 世帯	890	32.9%

4. 実施主体、協力機関

- (1) 実施主体 健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
- (2) 協力機関 熊本県内市町村、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会

5. 調査方法

- (1) 母子、父子、養育者世帯
 - ・ 県から市町村に対し調査票・返信用封筒を送付
 - ・ 市町村は、対象世帯が児扶現況届を市町村に提出する際に、調査票等を配付
 - ・ 対象世帯は、調査票に記入の上、返信用封筒にて県に調査票を提出
- (2) 寡婦世帯
 - ・ 対象世帯に対し県が調査票・返信用封筒を郵送
 - ・ 対象世帯は、調査票に記入の上、返信用封筒にて県に調査票を提出

6. 調査内容

世帯の状況、子どもの状況、就労の状況、住宅の状況、家計の状況、養育費等の取得の状況、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響の状況、各種支援施策の活用状況等

7. 集計結果利用上の注意

- (1) 集計・分析の対象とした標本数は母子世帯が 605、父子世帯が 54、養育者世帯が 19、寡婦世帯が 212 となっている。
- (2) 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比 (%) で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- (3) 図表の「n」はアンケート調査の標本数であり、回答率 (%) の分母である。
- (4) 回答率は百分比の少数第 2 位を四捨五入しているので、合計が 100%にならない場合がある。
- (5) 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超える。
- (6) 数表、図表中の「-」は、該当する選択肢の回答がないことを示す。

II 調査結果の概要

1. 世帯数の動向

熊本県のひとり親世帯等の世帯数は、H12年の18,848世帯（母子世帯16,254世帯、父子世帯2,594世帯）からH27年の22,310世帯（母子世帯19,098世帯、父子世帯3,212世帯）までは増加傾向が続いていたが、直近のR2年国政調査では、19,319世帯（母子世帯16,762世帯、父子世帯2,557世帯）と減少している。

2. 理由別世帯数の動向

ひとり親世帯となった理由別世帯数をみると、母子世帯は離婚によるものが82.6%父子世帯においては92.6%を占めており、高い割合となっている。

過去の調査結果（H24/H28）と比較すると、母子世帯は、過去の結果との差は見られませんでした。また、父子世帯では、「離婚」でH28に比べ5.1ポイントの増加、「死別」ではH28に比べ5.5ポイントの減少となっています。

父子世帯は、母子世帯に比べて「離婚」が10ポイント高くなっている一方、父子世帯では「未婚の父」の回答はごく少数もしくは0となっています。

	母子世帯								父子世帯							
	標本数 (人)	離婚	未婚の母	死別	生死不明	遺棄	その他	無回答	標本数 (人)	離婚	未婚の父	死別	生死不明	遺棄	その他	無回答
令和4年度	605	82.6%	11.1%	4.0%	0.0%	0.0%	0.2%	2.1%	54	92.6%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
平成28年度	1066	80.2%	8.0%	4.2%	0.0%	0.1%	0.7%	6.8%	144	87.5%	1.4%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平成24年度	760	85.8%	9.1%	3.0%	0.0%	0.2%	0.1%	1.7%	582	83.4%	0.8%	6.4%	0.0%	0.2%	0.6%	3.7%

3. 世帯の状況

(1) 母親、父親、養育者の年齢

母子世帯の母親の年齢及び父子世帯の父親の年齢では、それぞれ「40歳～49歳」が4割を占めており、母子世帯は父子世帯より40歳未満の年齢の割合が高くなっています。

また、養育者では「60歳以上」(72.2%)が7割、寡婦世帯では「50歳～59歳」「60歳以上」が3割を占めています。

	標本数 (人)	1 9 歳 以 下	2 0 歳 ～ 2 9 歳	3 0 歳 ～ 3 9 歳	4 0 歳 ～ 4 9 歳	5 0 歳 ～ 5 9 歳	6 0 歳 以 上	無 回 答
母子世帯	605	0.2%	6.6%	31.6%	45.5%	11.1%	0.2%	5.0%
父子世帯	54	0.0%	7.4%	13.0%	48.1%	25.9%	1.9%	3.7%
養育者世帯	212	-	-	0.5%	6.6%	18.9%	72.2%	1.9%
寡婦世帯	19	0.0%	0.0%	15.8%	5.3%	36.8%	31.6%	10.5%

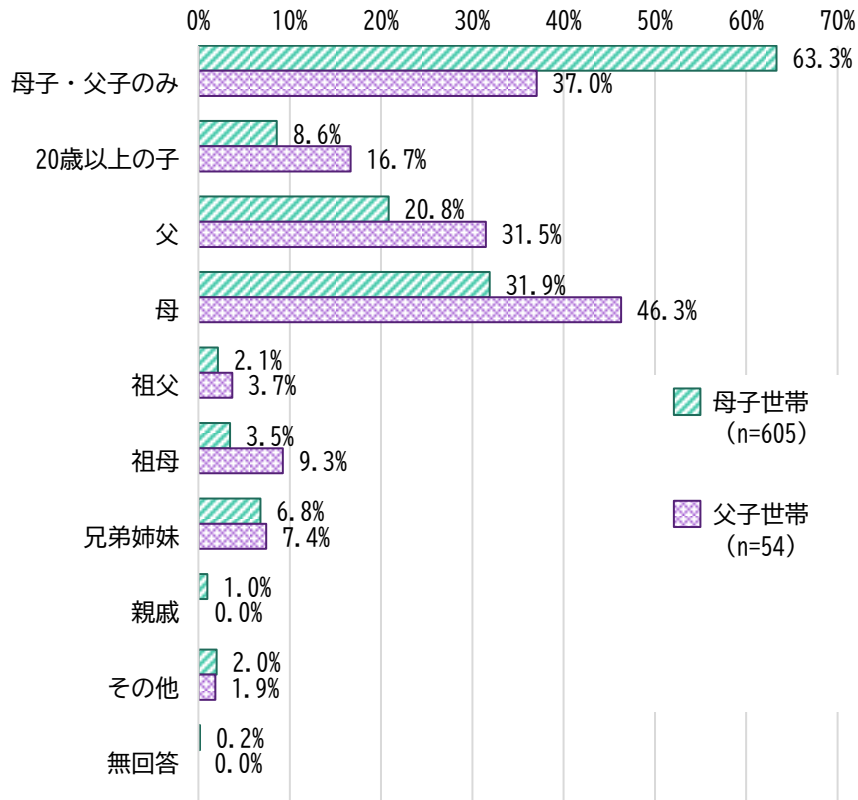
(2) 世帯人員

世帯人員は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯はともに「3人」の割合がともに3割台、寡婦世帯では「1人」(41.0%)の割合が最も高くなっています。

	標本数 (人)	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人 以 上	無 回 答
母子世帯	605	-	158	206	145	54	27	7	4	0	1	3
		-	26.1%	34.0%	24.0%	8.9%	4.5%	1.2%	0.7%	0.0%	0.2%	0.5%
父子世帯	54	-	10	18	16	5	3	1	0	0	0	1
		-	18.5%	33.3%	29.6%	9.3%	5.6%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
養育者世帯	19	-	2	7	3	4	3	0	0	0	0	0
		-	10.5%	36.8%	15.8%	21.1%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寡婦世帯	212	87	61	32	15	10	4	1	1	0	0	1
		41.0%	28.8%	15.1%	7.1%	4.7%	1.9%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%

(3) 同居家族

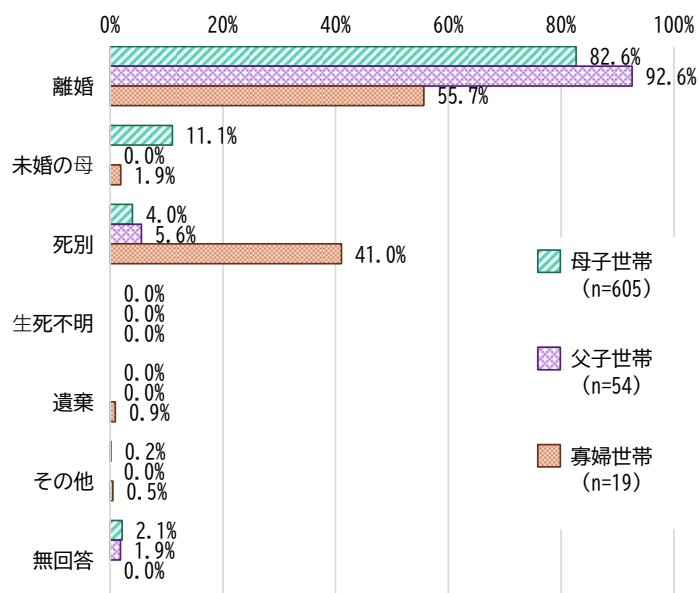
回答者であるひとり親の同居家族をみると、母子世帯では母子のみの世帯は63.3%で母子世帯の半数以上を占めており、また父子世帯では37.0%となっています。他の同居家族としては、回答者からみて「母」(子どもからみて祖母)が母子世帯で31.9%、父子世帯で46.3%と高くなっています。



4. ひとり親となった理由

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯となった理由では、どの世帯も「離婚」の割合が最も高く、母子世帯（82.6%）、父子世帯（92.6%）とともに8割を超えて高くなっています。

また、寡婦世帯では「死別」（41.0%）の割合が母子世帯、父子世帯より高くなっており、母子世帯では「未婚の母」（11.1%）の割合が高くなっています。

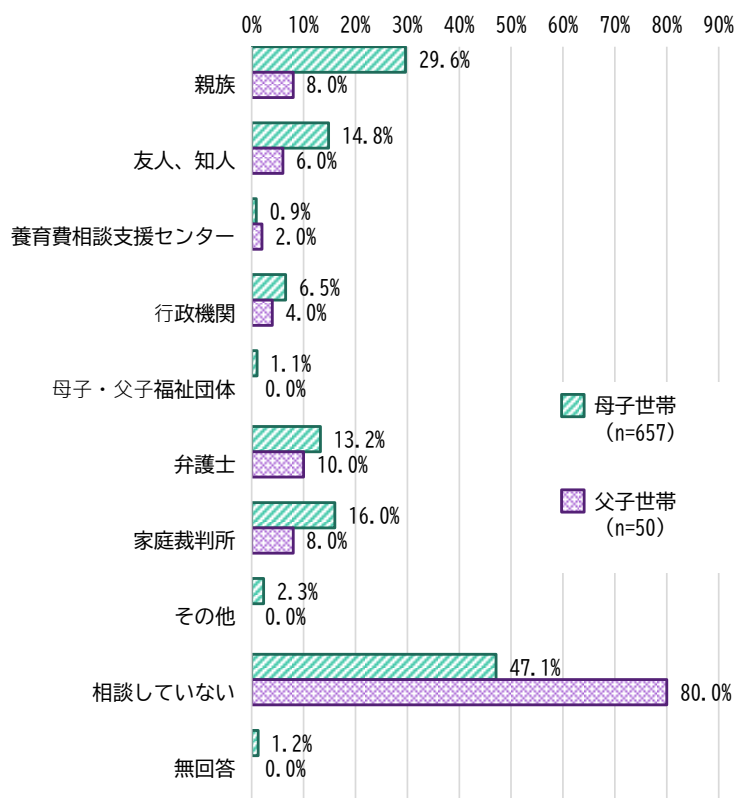


5. 養育費の取り決め・取得状況

(1) 養育費に関する相談相手

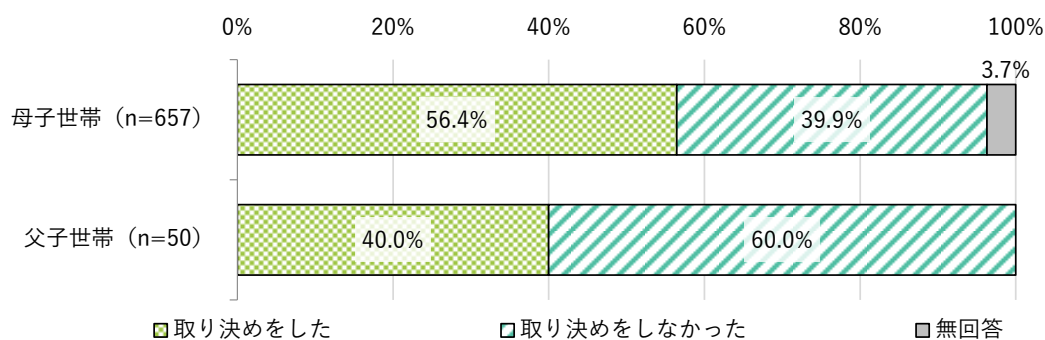
離婚の際またはその後、子どもの養育費のことを誰にも「相談していない」割合が母子世帯、父子世帯ともに最も高く、母子世帯（47.1%）、父子世帯（80.0%）となっており、特に父子世帯では8割を超えています。

また、相談相手として、母子世帯では「親族」（29.6%）の割合が最も高くなっていますが、父子世帯では「弁護士」（10.0%）の割合が最も高くなっています。



(2) 養育費の取り決め状況

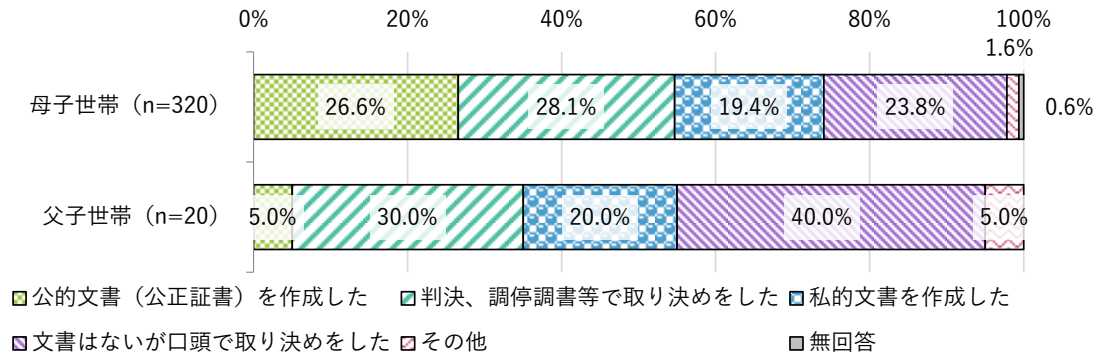
離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めについて、母子世帯では「取り決めをした」（56.4%）の割合が最も高くなっていますが、父子世帯では「取り決めをしなかった」（60.0%）の割合が最も高くなっています。



(3) 養育費の取り決め方法

離婚した元配偶者との間での養育費の取り決め方法について、母子世帯では「判決、調停調書等で取り決めをした」(28.1%)の割合が最も高くなっていますが、父子世帯では「文書はないが口頭で取り決めをした」(40.0%)の割合が最も高く、母子世帯より16.2ポイント高くなっています。

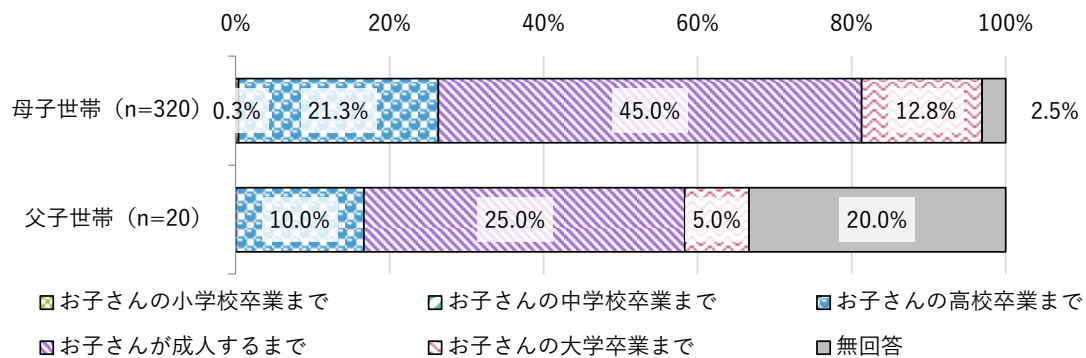
また、「公的文書(公正証書)を作成した」の割合が、母子世帯(26.6%)では父子世帯(5.0%)より21.6ポイント高くなっています。



(4) 養育費の支払期間

離婚した元配偶者との間での養育費の支払期間については、母子世帯、父子世帯ともに「お子さんが成人するまで」の割合が最も高く、母子世帯(45.0%)、父子世帯(25.0%)となっており、母子世帯では5割近い割合を占め、父子世帯より20.0ポイント高くなっています。

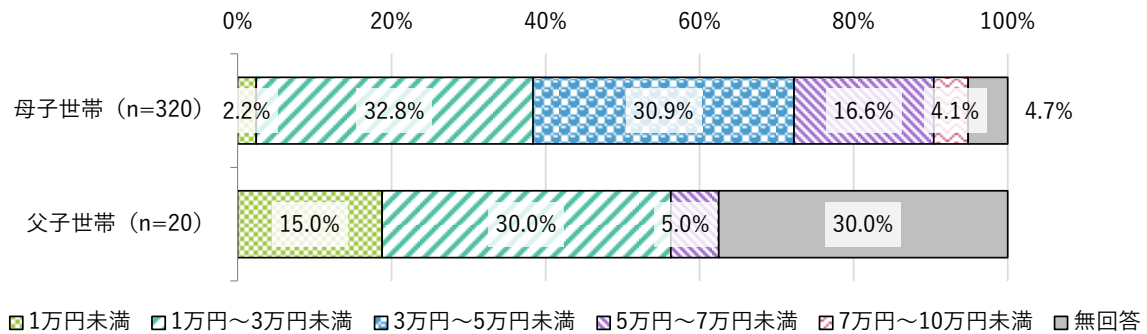
また、「お子さんの高校卒業まで」の割合が、母子世帯(21.3%)では父子世帯(10.0%)より11.3ポイント高くなっています。



(5) 養育費の月額

離婚した元配偶者との間での養育費の月額については、母子世帯、父子世帯ともに「1万円～3万円未満」の割合が最も高く、母子世帯（32.8%）、父子世帯（30.0%）とともに3割を占めています。

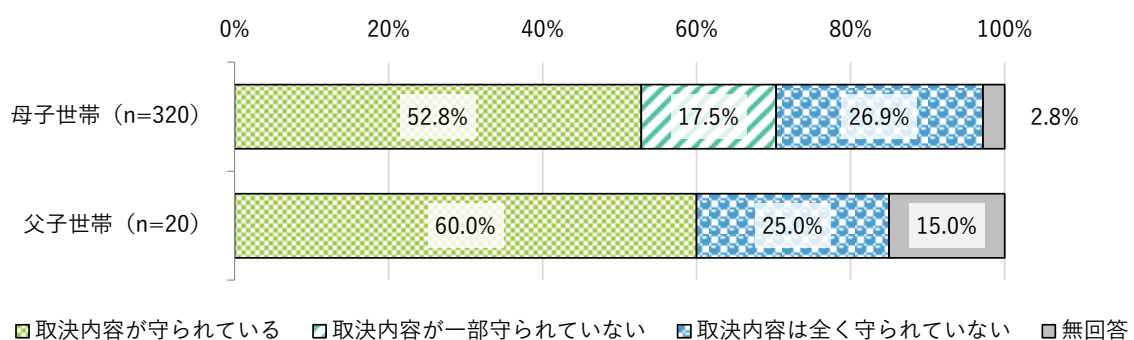
また、母子世帯では父子世帯より「3万円～5万円未満」（30.9%）、「5万円～7万円未満」（16.6%）の割合が高くなっています。



(6) 養育費の履行状況

離婚した元配偶者との間での養育費の履行状況については、母子世帯、父子世帯ともに「取決内容が守られている」の割合が最も高く、母子世帯（52.8%）、父子世帯（60.0%）となっています。

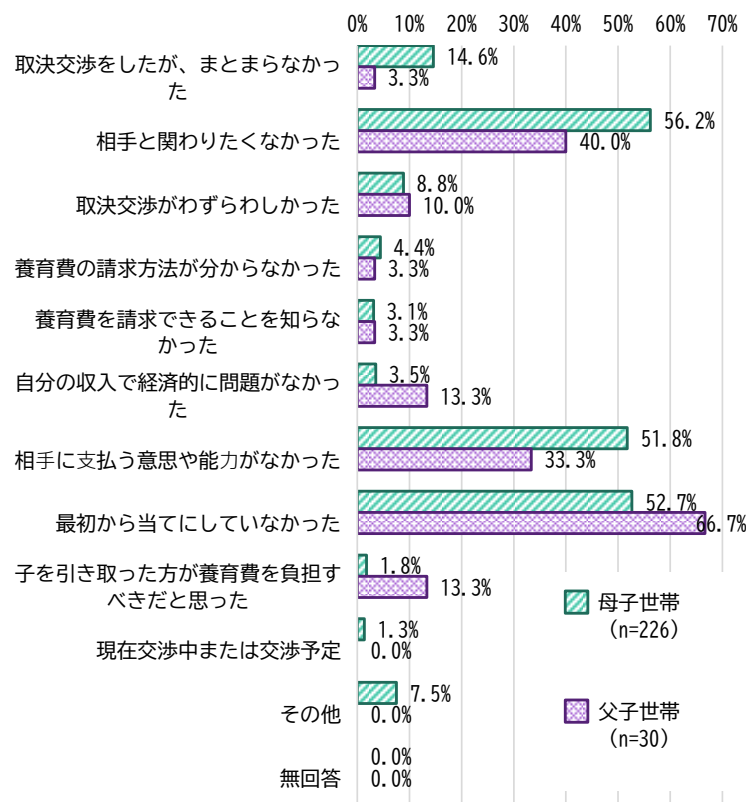
また、前述したように、離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めについては、母子世帯では「取り決めをした」（56.4%）の割合が最も高くなっているにも関わらず、履行状況では「取決内容が一部守られていない」（17.5%）の割合が高くなっていることから、取り決め通りに養育費が支払われていない場合があることがうかがえます。



(7) 養育費の取り決めをしていない理由

離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めをしていない理由については、母子世帯では「相手と関わりたくなかった」(56.2%)の割合が、父子世帯では「最初から当てにしていなかった」(66.7%)の割合が最も高くなっています。

また、母子世帯では父子世帯より「取決交渉をしたが、まとまらなかった」(14.6%)、「相手と関わりたくなかった」(56.2%)、「相手に支払う意思や能力がなかった」(51.8%)の割合が、父子世帯では母子世帯より「最初から当てにしていなかった」(66.7%)、「子を引き取った方が養育費を負担すべきだと思った」(13.3%)の割合が10ポイント以上高くなっています。

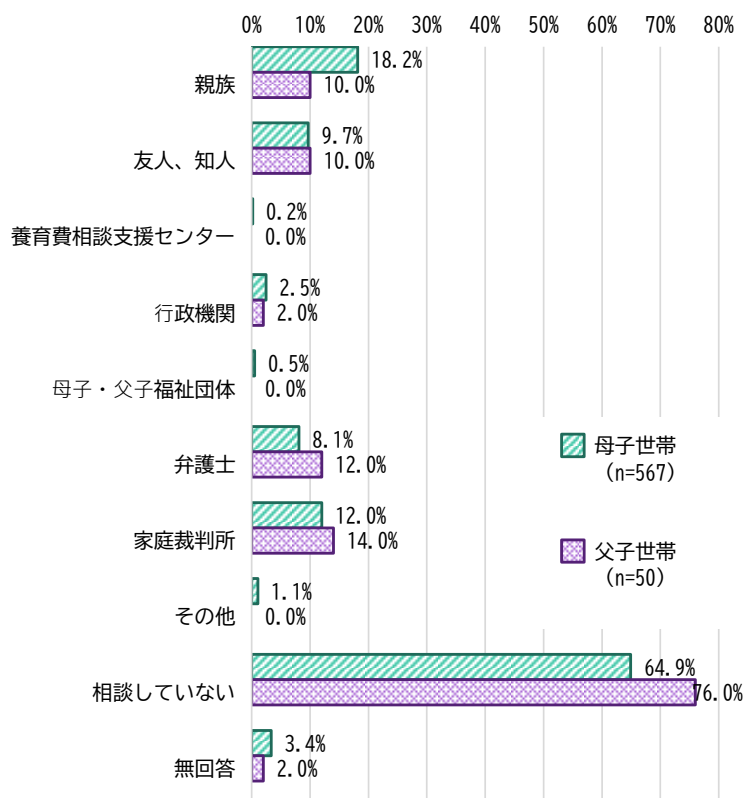


6. 面会交流について

(1) 面会交流についての相談相手

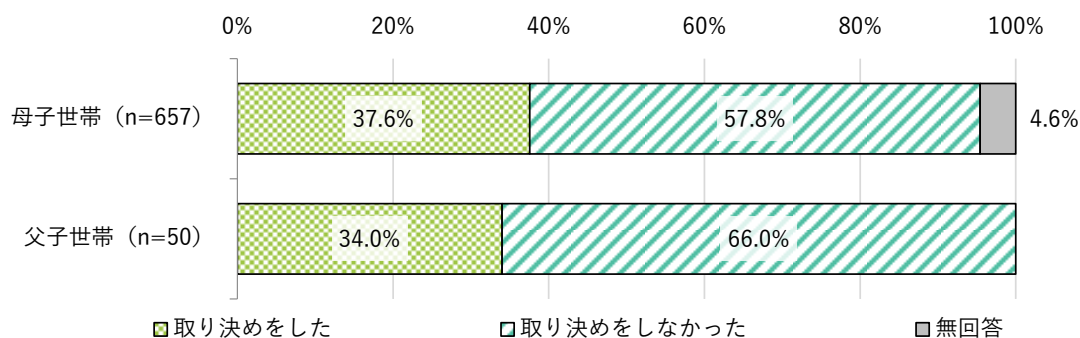
離婚した元配偶者との間での面会交流についての相談相手では、母子世帯、父子世帯ともに誰にも「相談していない」割合が最も高く、母子世帯（64.9%）、父子世帯（76.0%）と6割を超えています。

また、相談相手として、母子世帯では「親族」（18.2%）の割合が最も高くなっていますが、父子世帯では「家庭裁判所」（14.0%）の割合が最も高くなっています。



(2) 面会交流の取り決め

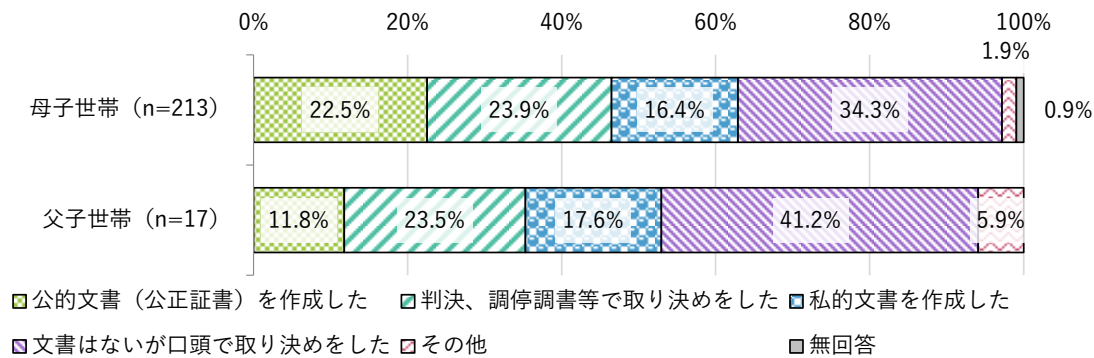
離婚した元配偶者との間での面会交流の取り決めについては、母子世帯、父子世帯ともに「取り決めをしなかった」の割合が最も高く、母子世帯（57.8%）、父子世帯（66.0%）となっています。



(3) 面会交流の取り決め方法

離婚した元配偶者との間での面会交流の取り決め方法については、母子世帯、父子世帯ともに「文書はないが口頭で取り決めをした」の割合が最も高く、母子世帯（34.3%）、父子世帯（41.2%）となっています。

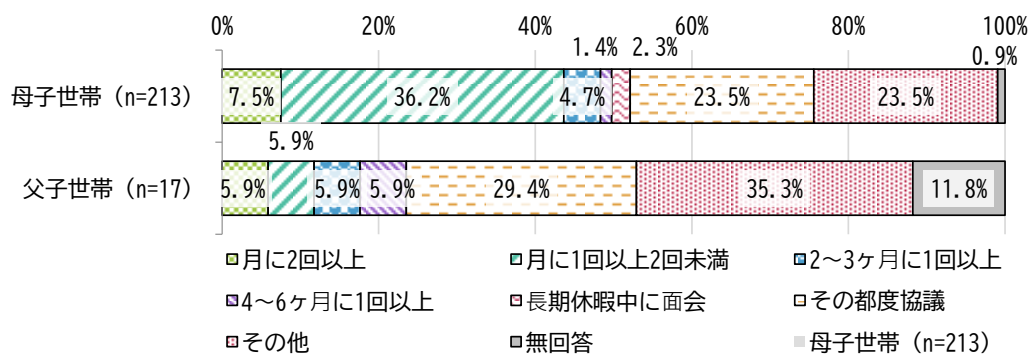
また、「公的文書(公正証書)を作成した」の割合が、母子世帯(22.5%)では父子世帯(11.8%)より 10.7 ポイント高くなっています。



(4) 面会交流の取り決め内容

離婚した元配偶者との間での面会交流の取り決め内容については、母子世帯では「月に1回以上2回未満」(36.2%)の割合が最も高く、父子世帯（5.9%）より 30.3 ポイント高くなっています。

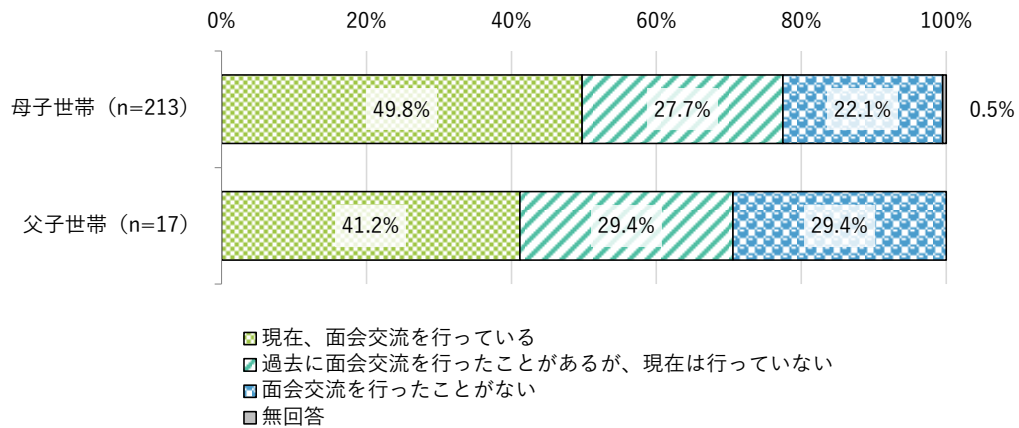
また、父子世帯では「その他」(35.3%)の割合が最も高く、母子世帯（23.5%）より 11.8 ポイント高くなっています。



(5) 面会交流の実施状況

離婚した元配偶者との間での面会交流の実施状況については、母子世帯、父子世帯ともに「現在、面会交流を行っている」の割合が最も高く、母子世帯(49.8%)、父子世帯(41.2%)となっています。

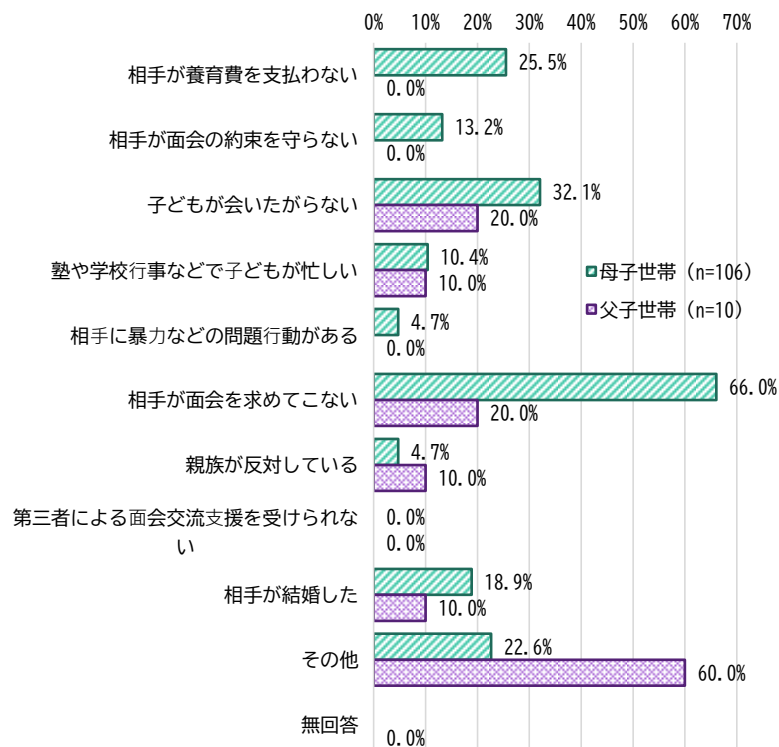
また、母子世帯、父子世帯ともに「行っていない(過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない+面会交流を行ったことがない)」の割合が5割前後を占めることから、取り決め通りに面会交流が行われていない場合があることがうかがえます。



(6) 面会交流を実施していない理由

離婚した元配偶者との間での面会交流を実施していない理由について、母子世帯では「相手が面会を求めてこない」(66.0%)の割合が最も高く、父子世帯(20.0%)より46.0ポイント高くなっており、父子世帯では「その他」(60.0%)の割合が最も高く、母子世帯(22.6%)より37.4ポイントなっています。

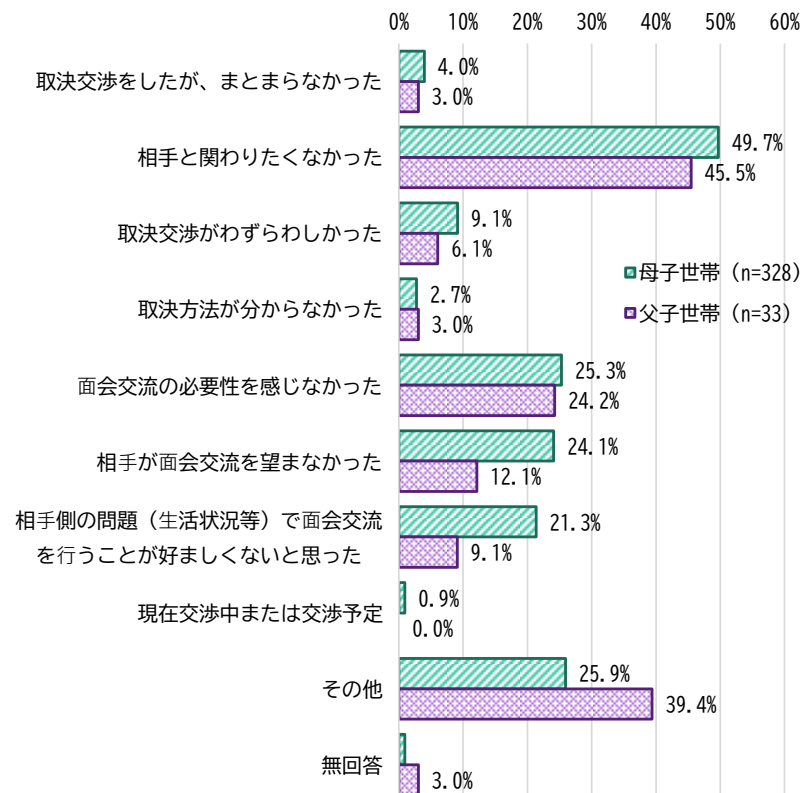
また、母子世帯では父子世帯より「相手が養育費を支払わない」(25.5%)、「相手が面会の約束を守らない」(13.2%)、「子どもが会いたがらない」(32.1%)の割合が10ポイント以上高くなっています。



(7) 面会交流を実施しなかった理由

離婚した元配偶者との間での面会交流を実施しなかった理由については、母子世帯、父子世帯ともに「相手と関わりたくなかった」の割合が最も高く、母子世帯（49.7%）、父子世帯（45.5%）となっています。

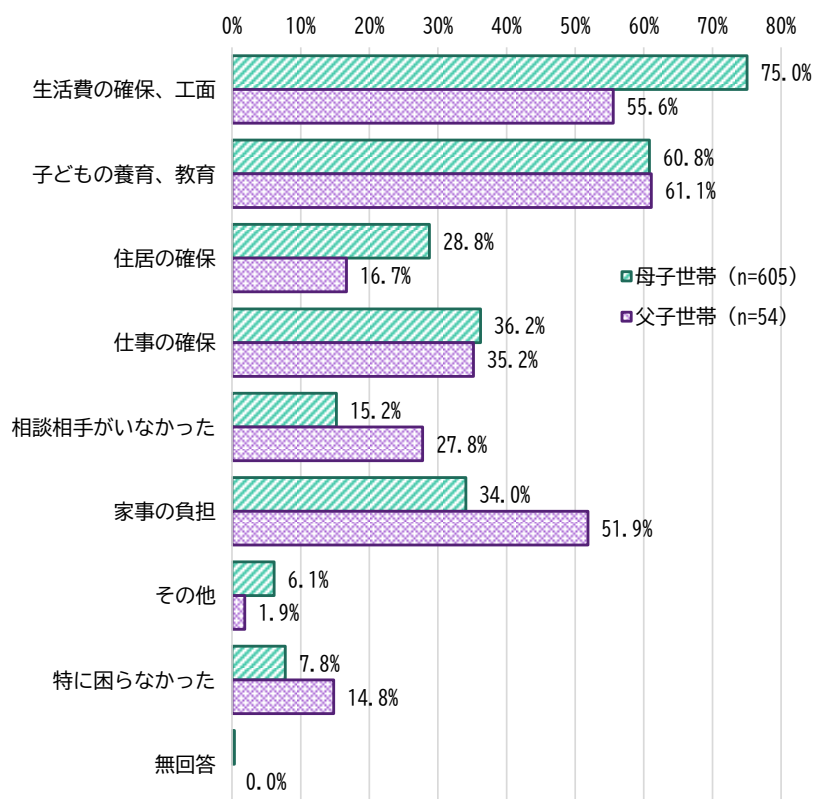
また、母子世帯では父子世帯より「相手が面会交流を望まなかった」（24.1%）、「相手側の問題（生活状況等）で面会交流を行うことが好ましくないと思った」（21.3%）の割合が、父子世帯では母子世帯より「その他」（39.4%）の割合がそれぞれ10ポイント以上高くなっています。



7. ひとり親世帯になって困ったこと

母子世帯、父子世帯になった当時困ったことについて、母子世帯では「生活費の確保、工面」(75.0%)の割合が最も高く、父子世帯(55.6%)より19.4ポイント高くなっており、父子世帯では「子どもの養育、教育」(61.1%)の割合が最も高くなっています。

また、母子世帯は父子世帯より「住居の確保」(28.8%)の割合が、父子世帯は母子世帯より「相談相手がいなかった」(27.8%)、「家事の負担」(51.9%)の割合がそれぞれ10ポイント以上高くなっています。



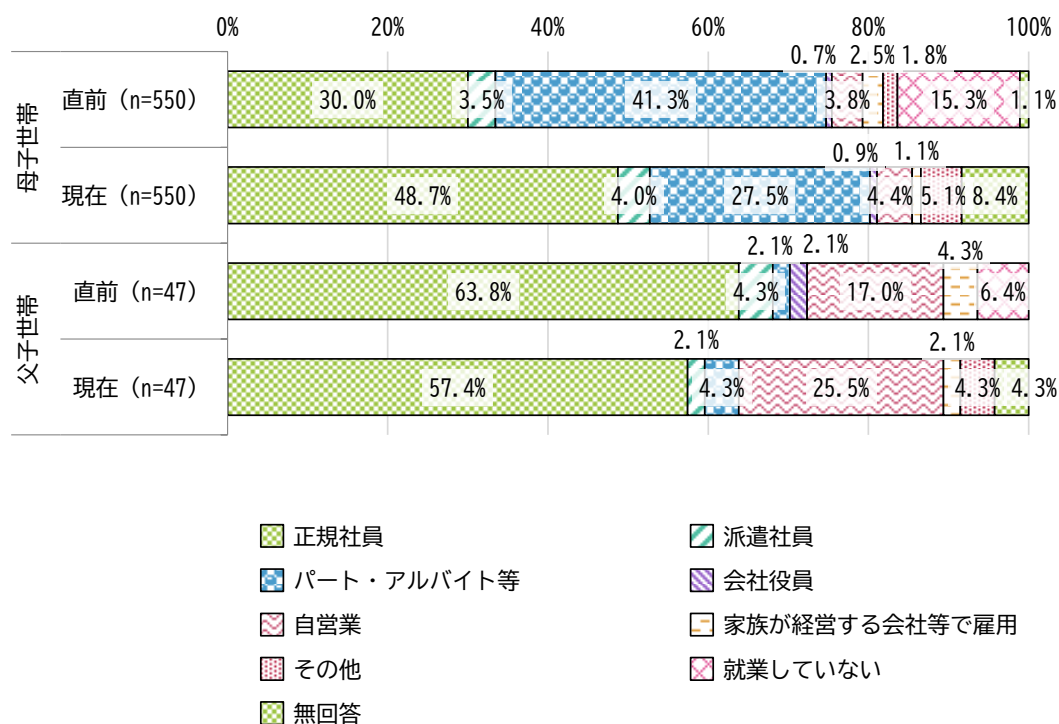
8. 仕事の状況

(1) 母子世帯、父子世帯になる直前の雇用形態と現在の雇用形態

母子世帯、父子世帯になる直前の雇用形態について、母子世帯では「パート・アルバイト等」(41.3%)の割合が最も高く、父子世帯では「正規社員」(63.8%)の割合が最も高くなっています。

現在の雇用形態について、母子世帯では「正規社員」(48.7%)の割合が最も高く、次いで、「パート・アルバイト等」(27.5%)となっており、父子世帯では「正規社員」(57.4%)の割合が最も高く、次いで「自営業」(25.5%)となっています。

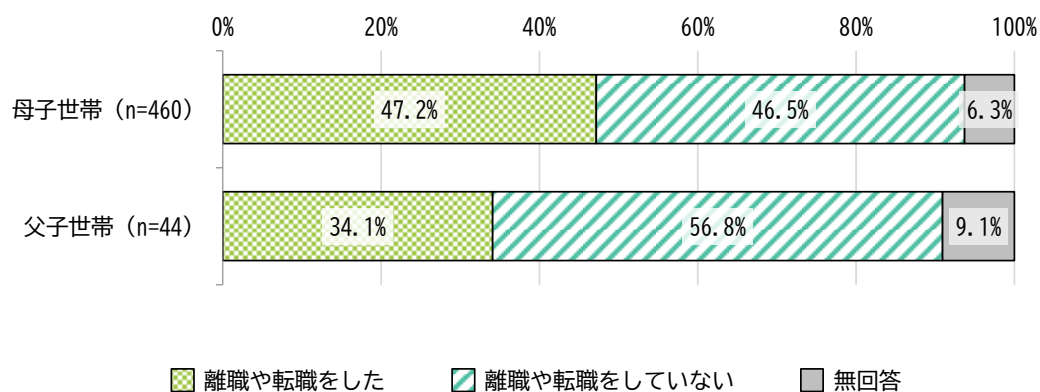
雇用形態について、母子世帯、父子世帯になる直前及び現在を比較すると、父子世帯ではどちらも「正規社員」の割合が最も高くなっていますが、母子世帯では母子世帯になる直前は「パート・アルバイト等」の割合が最も高く、現在は「正規職員」の割合が最も高くなっていることから、母子世帯の雇用体系の変化がうかがえます。



(2) ひとり親世帯になったことによる離職等の有無と理由

① 離職等の有無

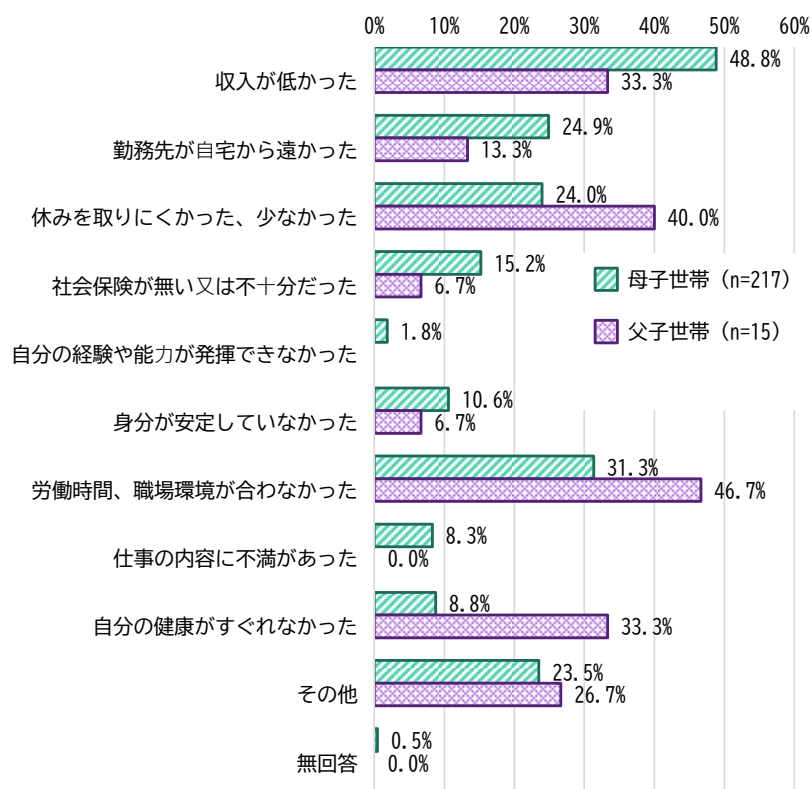
ひとり親世帯になったことによる離職等の有無では、母子世帯では「離職や転職をした」の割合が最も高い一方、父子世帯では「離職や転職をしていない」の割合が最も高くなった。なお、「離職や転職をした」の割合が、母子世帯（47.2%）では父子世帯（34.1%）より13.1ポイント高くなっています。



②離職等の理由

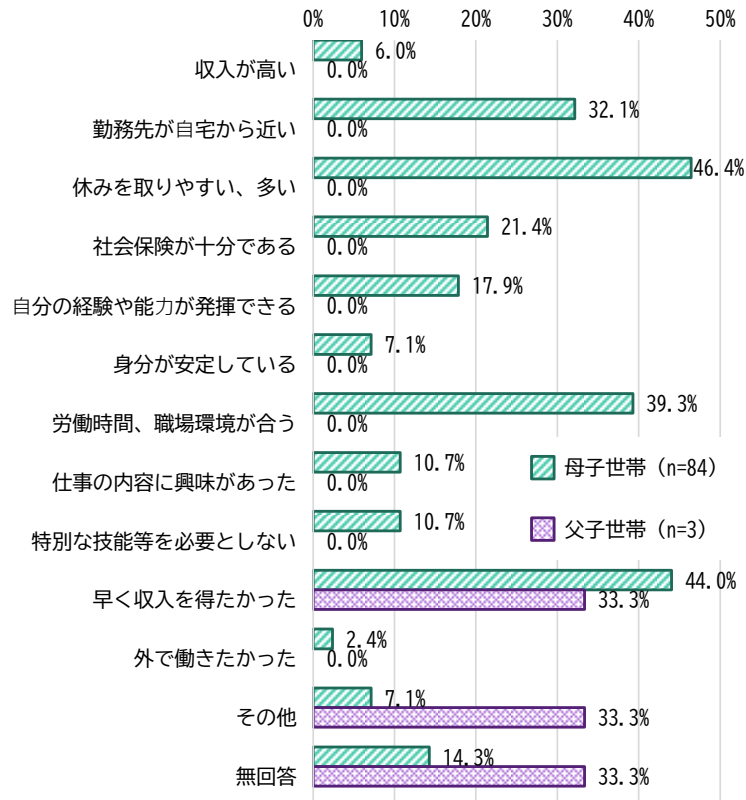
離職等の理由について、母子世帯では「収入が低かった」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「労働時間、職場環境が合わなかった」(31.3%)、「勤務先が自宅から遠かった」(24.9%)となっており、収入面や労働時間や職場環境、勤務先への距離等が離職等の理由としてあげられています。

父子世帯では「労働時間、職場環境が合わなかった」(46.7%)が最も高く、次いで「休みを取りにくかった、少なかった」(40.0%)、「収入が低かった」「自分の健康がすぐれなかった」(ともに 33.3%)となっており、離職等の理由について労働時間や職場環境や収入面に加えて、休みが取りにくい環境があることがうかがえます。



(3) 現在の仕事を選んだ条件

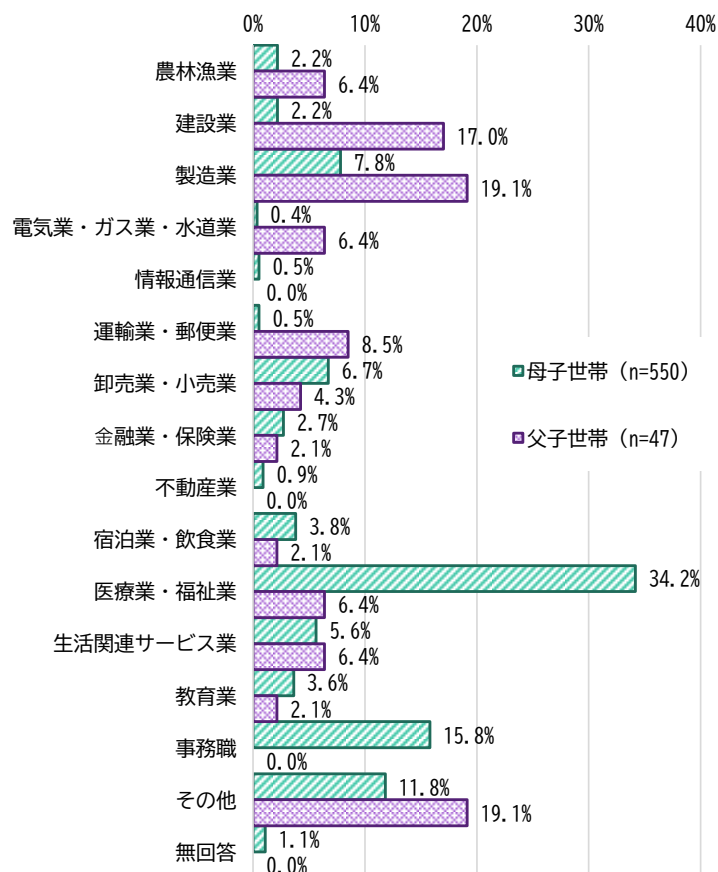
現在の仕事を選んだ条件について、母子世帯では、「休みを取りやすい、多い」(46.4%)の割合が最も高く、次いで「早く収入を得たかった」(44.0%)、「労働時間、職場環境が合う」(39.3%)となっています。(父子世帯は、対象者が少なく参考程度)



(4) 現在の仕事の職種

現在の職種について、母子世帯では「医療業・福祉業」(34.2%)の割合が最も高く、次いで「事務職」(15.8%)となっています。

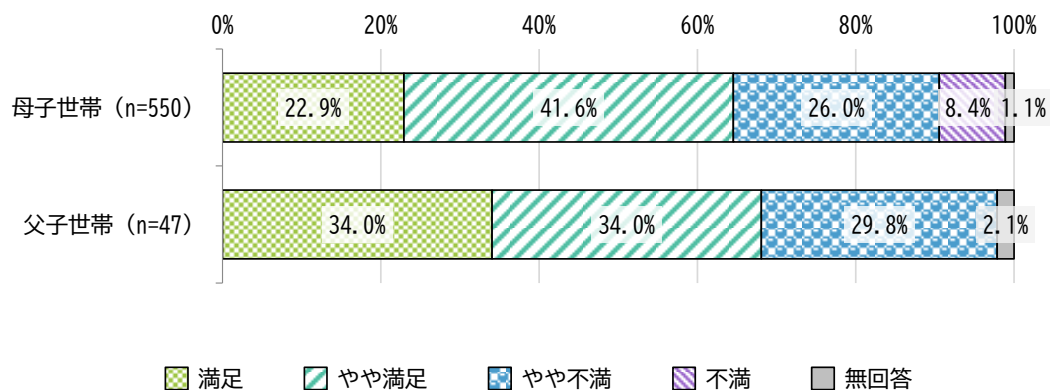
父子世帯では「製造業」「その他」(ともに19.1%)が最も高く、次いで「建設業」(17.0%)となっています。



(5) 現在の仕事の満足度

現在の仕事の満足度について、母子世帯では「満足 (満足+やや満足)」(64.5%)、「不満 (不満+やや不満)」(34.4%)となっています。

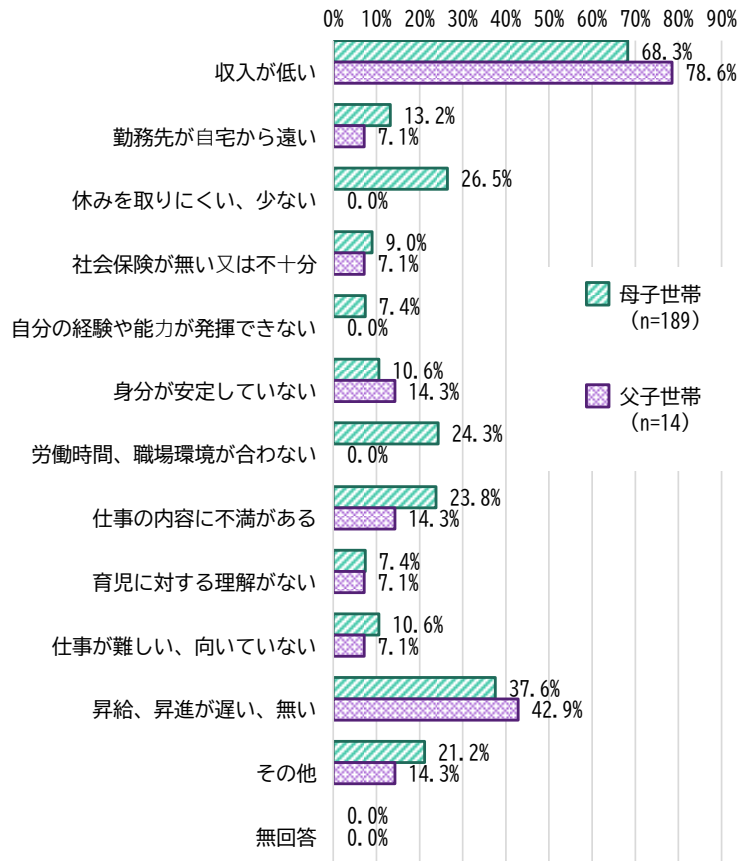
父子世帯では「満足 (満足+やや満足)」(68.0%)、「不満 (不満+やや不満)」(29.8%)となっています。



(6) 現在の仕事の不満や悩み

現在の仕事の不満や悩みについて、母子世帯、父子世帯ともに「収入が低い」の割合が最も高く、ともに6割以上を占めており、次いで「昇給、昇進が遅い、無い」となっています。

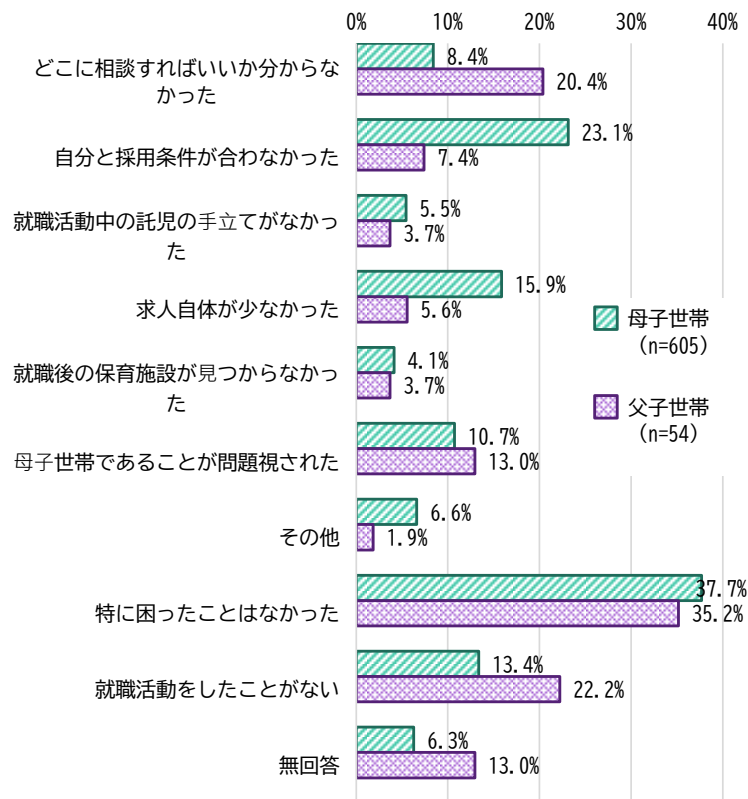
また、母子世帯では父子世帯より「休みを取りにくい、少ない」(26.5%)、「労働環境、職場環境が合わない」(24.3%)の割合が10ポイント以上高くなっています。



(7) 就職活動をする際に困ったこと

就職活動をする際に困ったことについて、母子世帯、父子世帯ともに「特に困ったことはなかった」の割合が最も高く、次いで母子世帯では「自分と採用条件が合わなかった」(23.1%)、父子世帯では「就職活動をしたことがない」(22.2%)となっています。

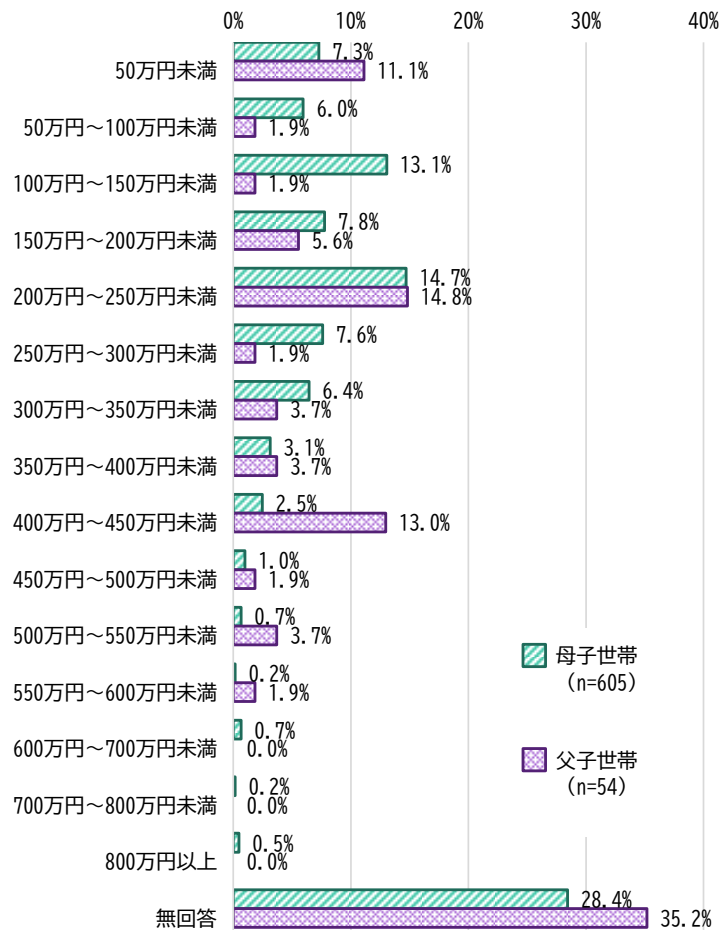
また、母子世帯では父子世帯より「自分と採用条件が合わなかった」(23.1%)、「求人自体が少なかった」(15.9%)の割合が、父子世帯では母子世帯より「どこに相談すればいいかわからなかった」(20.4%)の割合が10ポイント以上高くなっています。



(8) 就労収入の状況

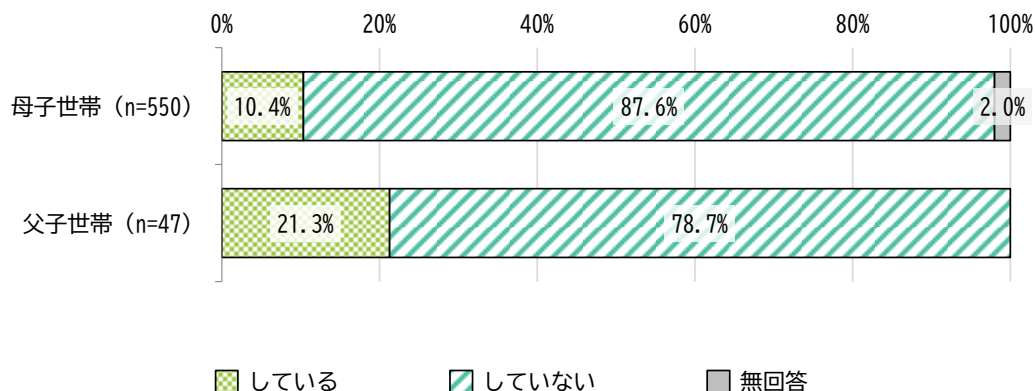
就労による収入の状況について、母子世帯、父子世帯ともに「200万円～250万円未満」の割合が最も高く、次いで母子世帯では「100万円～150万円未満」(13.1%)、父子世帯では「400万円～450万円未満」(13.0%)となっています。

平均額は、母子世帯では「204.2万円」、父子世帯では「255.0万円」となっており、父子世帯の方が「50.8万円」高くなっています。



(9) 副業の有無

副業の有無について、母子世帯、父子世帯ともに「していない」の割合が7割を超えて高くなっていますが、「している」の割合が、父子世帯（21.3%）では母子世帯（10.4%）より10.9ポイント高くなっています。

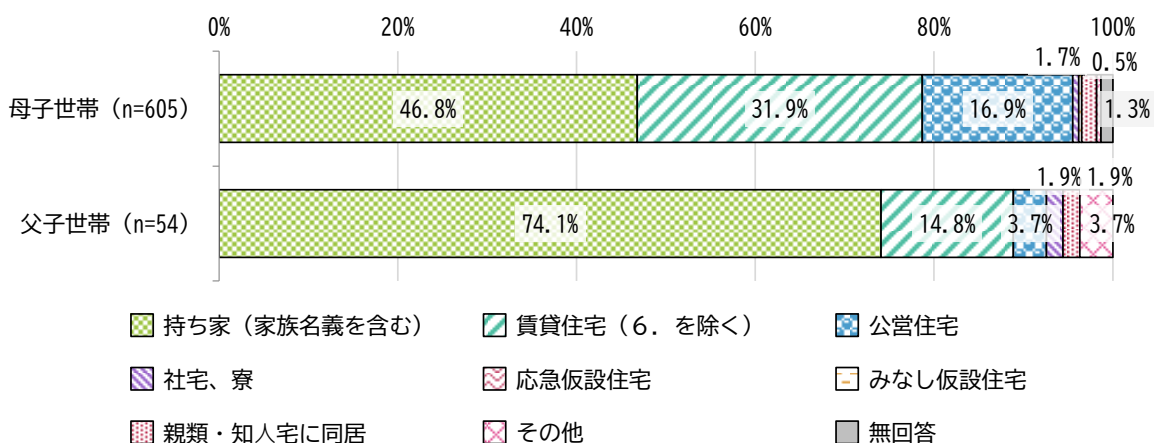


9. 住宅の状況

(1) 現在の住居

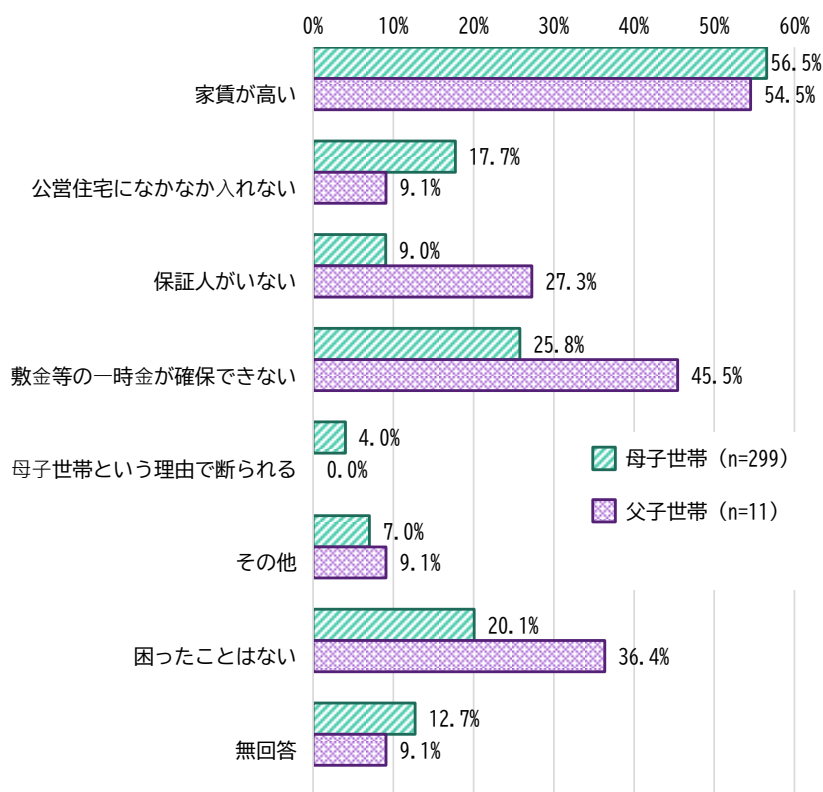
現在の住居については、母子世帯、父子世帯ともに「持ち家（家族名義を含む）」の割合が最も高くなっています。

また、「持ち家（家族名義を含む）」の割合が父子世帯では（74.1%）と7割を占めているのに対し、母子世帯（46.8%）では5割を切っており、母子世帯では父子世帯より「賃貸住宅（6.を除く）」、「公営住宅」の割合が高くなっています。



(2) 賃貸・公営住宅を探す際に困ったこと

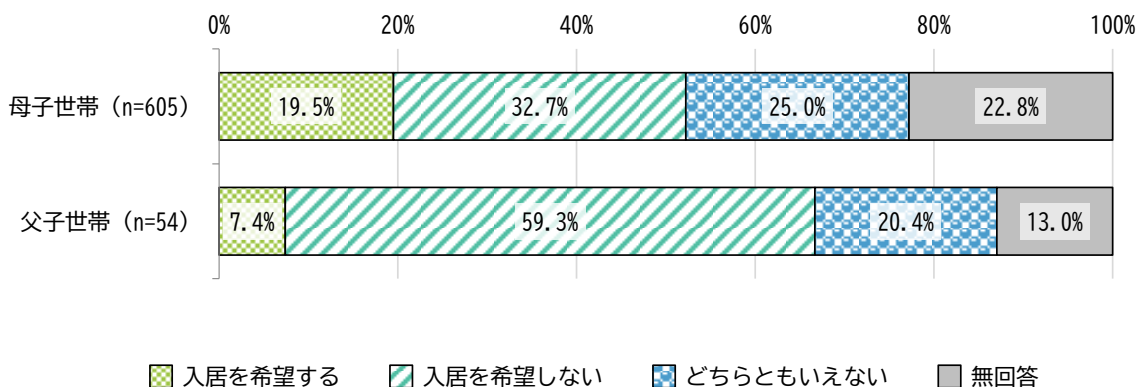
住宅を探す際に困ったことについては、母子世帯、父子世帯ともに「家賃が高い」の割合が最も高くなっていますが、父子世帯では母子世帯より「保証人がいない」(27.3%)、「敷金等の一時金が確保できない」(45.5%)、「困ったことはない」(36.4%)の割合が10ポイント以上高くなっています。



(3) 公営住宅への入居希望

公営住宅への入居希望については、母子世帯、父子世帯ともに「入居を希望しない」の割合が最も高くなっていますが、母子世帯(32.7%)では3割台なのに対し、父子世帯(59.3%)ではと6割近くを占めており、母子世帯より26.6ポイント高くなっています。

また、「入居を希望する」の割合が、母子世帯(19.5%)では父子世帯(7.4%)より12.1ポイント高くなっています。

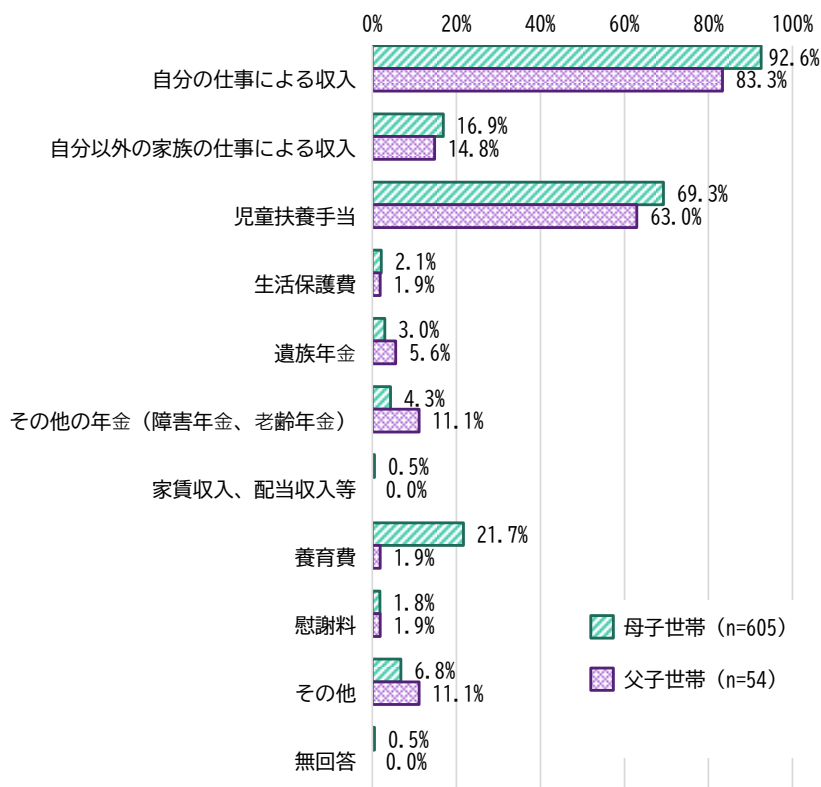


10. 生計の状況

(1) 世帯の生活費をまかなうもの

世帯の生活費については、母子世帯、父子世帯ともに「自分の仕事による収入」の割合が最も高く8割を超えており、次いで「児童扶養手当」がともに6割台となっています。

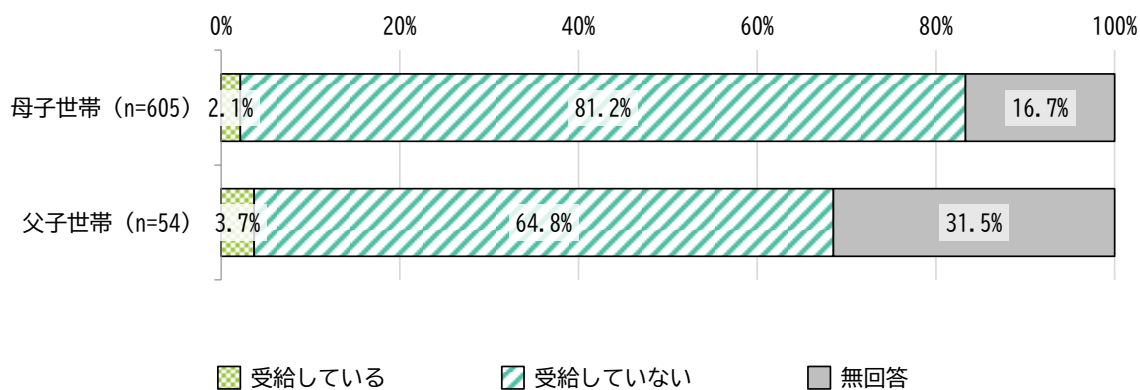
また、「養育費」の割合が、母子世帯（21.7%）では父子世帯（1.9%）より19.8ポイント高くなっています。



(2) 生活保護、公的年金、児童扶養手当の受給状況

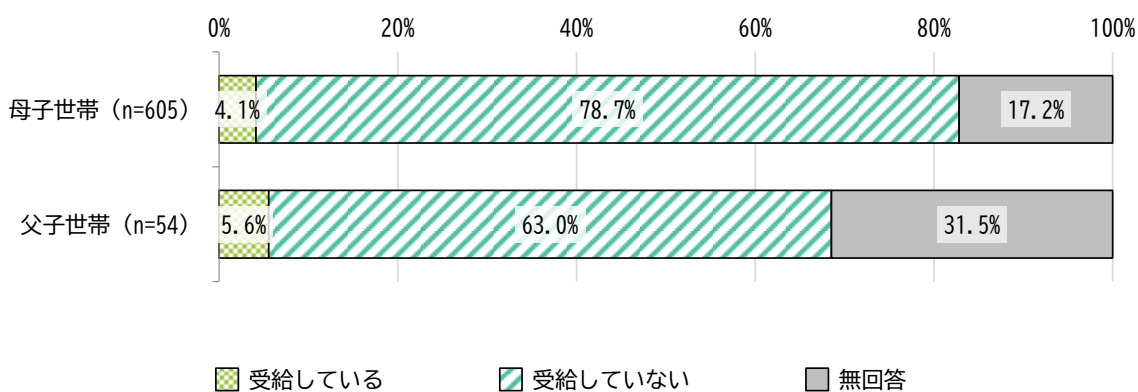
①生活保護

生活保護の受給状況については、母子世帯、父子世帯ともに「受給していない」の割合が高く、母子世帯（81.2%）では8割を超えています。



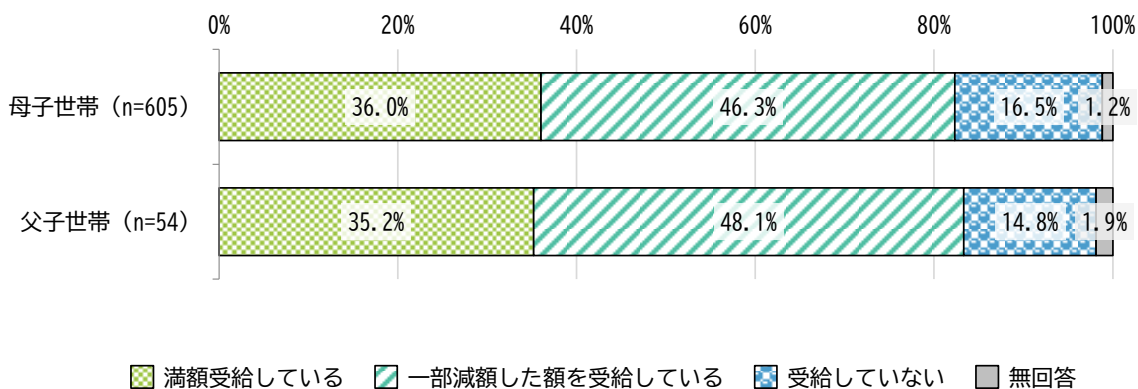
②公的年金

公的年金の受給状況については、母子世帯、父子世帯ともに「受給していない」の割合が高く、母子世帯（78.7%）では7割を超えています。



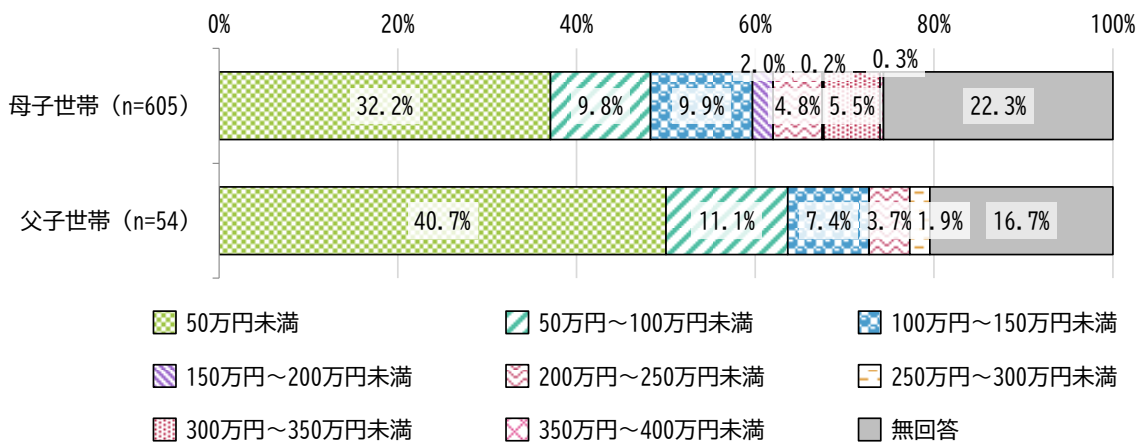
③児童扶養手当

児童扶養手当の受給状況については、母子世帯、父子世帯ともに「一部減額した額を受給している」の割合が最も高く、次いで「満額受給している」、「受給していない」となっており、特に大きな差はみられませんでした。



(3) 現在の貯蓄額

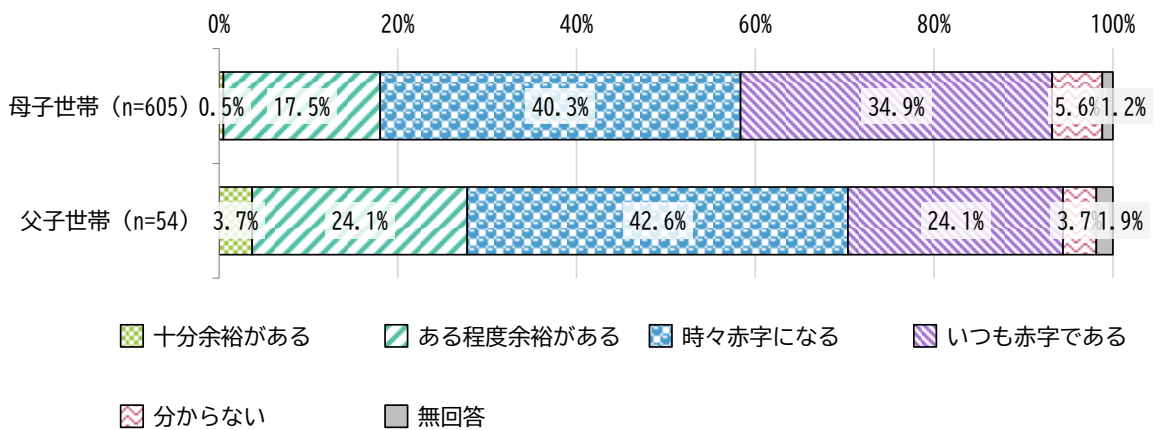
現在の預貯金額については、母子世帯、父子世帯ともに「50万円未満」の割合が最も高く、父子世帯（40.7%）では母子世帯（32.2%）より8.5ポイント高くなっています。



(4) 家計の状況

家計の状況については、母子世帯、父子世帯ともに「時々赤字になる」の割合が最も高くなっています。

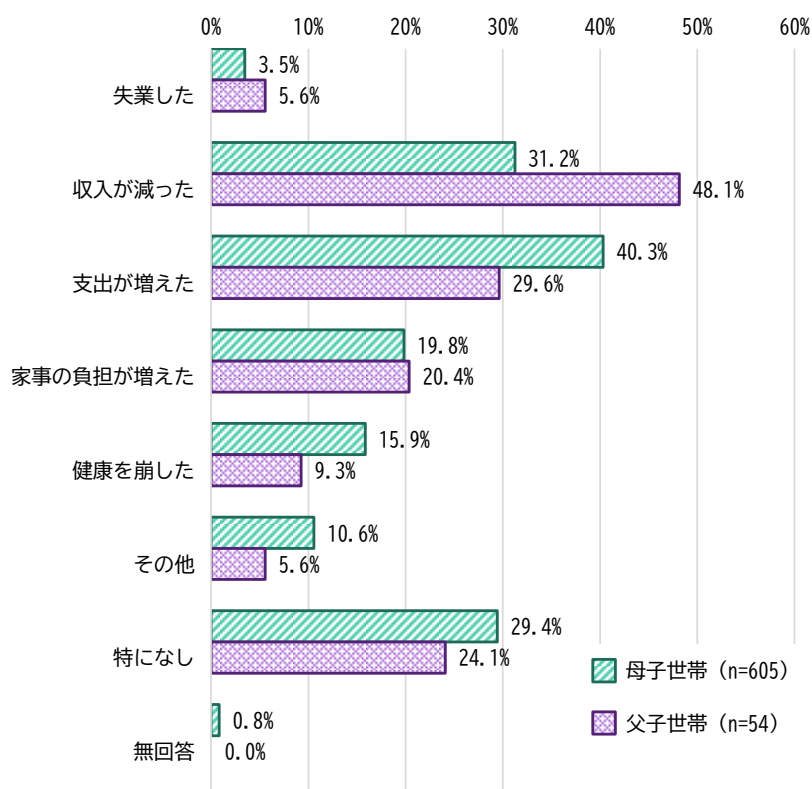
また、「いつも赤字である」の割合が、母子世帯（34.9%）では父子世帯（24.1%）より10.8ポイント高くなっています。



1 1. 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響

(1) 新型コロナウイルスによる生活への影響

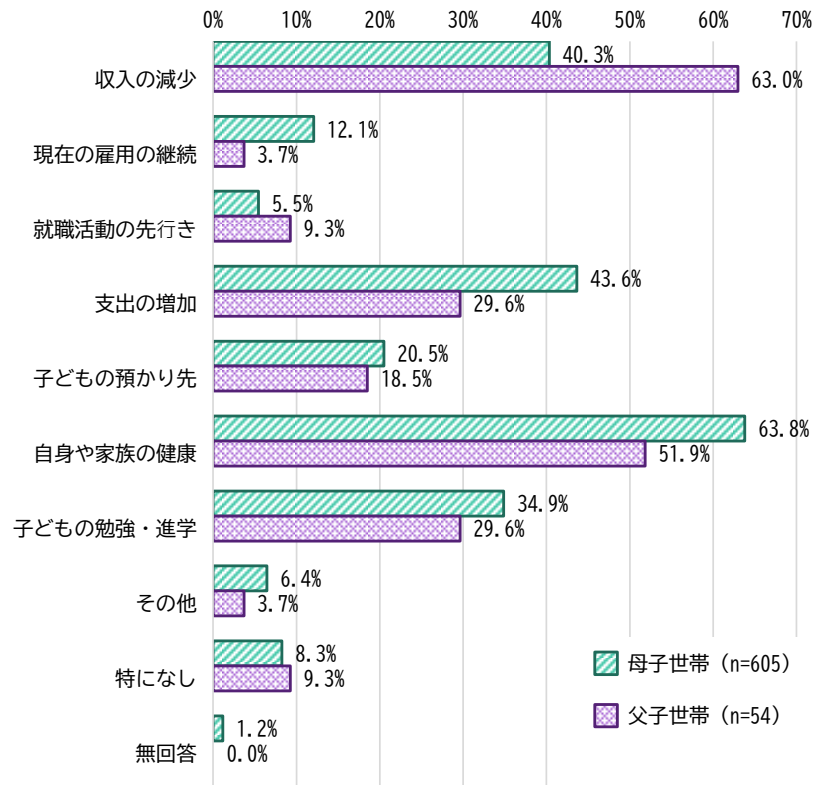
新型コロナウイルスによる生活への影響について、母子世帯では「支出が増えた」(40.3%)の割合が最も高く、父子世帯(29.6%)より10.7ポイント高くなっており、父子世帯では「収入が減った」(48.1%)の割合が最も高く、母子世帯(31.2%)より16.9ポイント高くなっています。



(2) 新型コロナウイルスにより感じている不安等

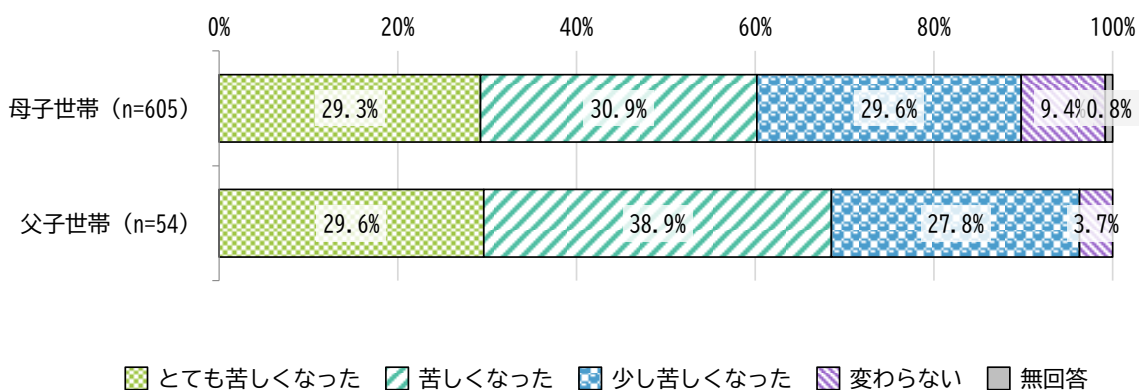
新型コロナウイルスの影響により感じている不安等について、母子世帯では「自身や家族の健康」(63.8%)の割合が、父子世帯では「収入の減少」(63.0%)の割合が最も高く、母子世帯より「収入の減少」の割合が22.7ポイント高くなっています。

また、母子世帯では父子世帯より「支出の増加」「自身や家族の健康」の割合が10ポイント以上高くなっています。



(3) 物価高騰による家計への影響

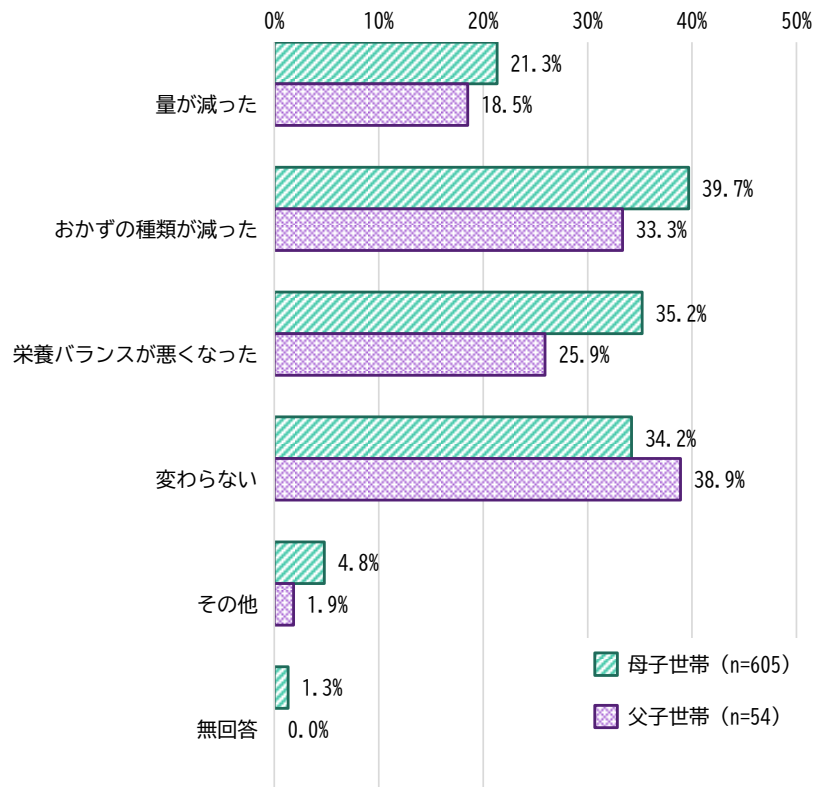
物価高騰による家計への影響については、母子世帯、父子世帯ともに「苦しくなった」の割合が最も高く、次いで母子世帯では「少し苦しくなった」、父子世帯では「とても苦しくなった」(ともに29.6%)となっています。



(4) 物価高騰による食事への影響

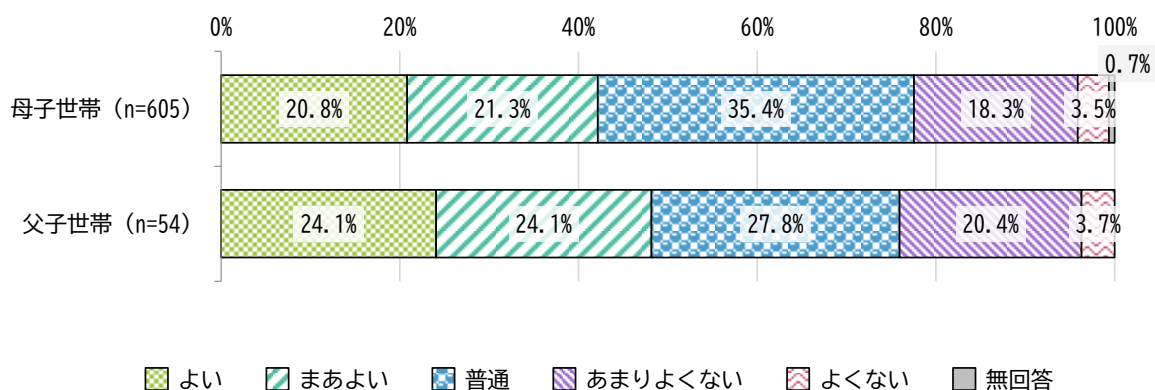
物価高騰による食事への影響について、母子世帯では「おかずの種類が減った」(39.7%)の割合が、父子世帯では「変わらない」(38.9%)の割合が最も高くなっています。

また、「栄養バランスが悪くなった」の割合が、母子世帯(35.2%)では父子世帯(25.9%)より9.3ポイント高くなっています。



1 2. 健康状態

現在の健康状態については、母子世帯、父子世帯ともに「普通」の割合が最も高く、次いで「まあよい」、「よい」（父子世帯では同率）となっています。

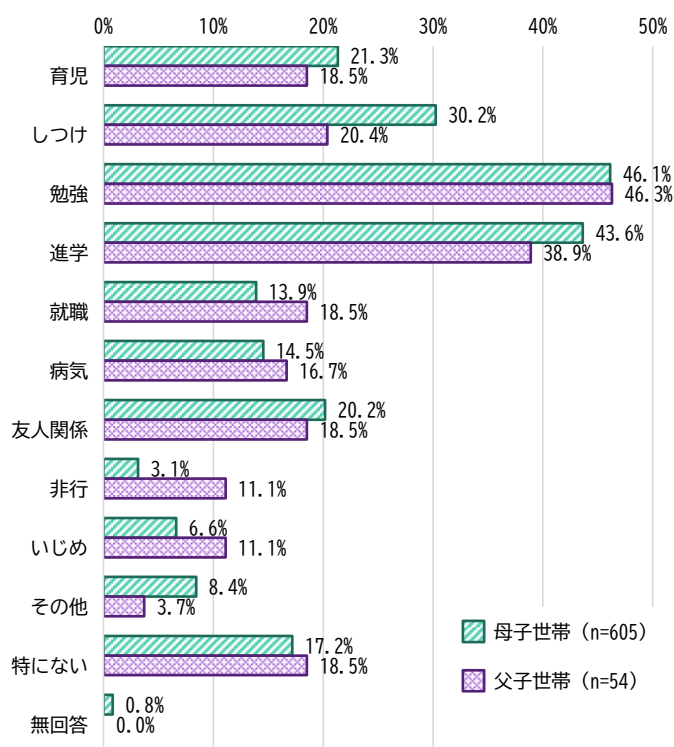


1 3. 生活の状況

(1) お子さんについての悩み

お子さんの悩みについては、母子世帯、父子世帯ともに「勉強」の割合が最も高く、4割を占めています。

また、「しつけ」の割合が、母子世帯（30.2%）では父子世帯（20.4%）より9.8ポイント高く、「非行」の割合が、父子世帯（11.1%）では母子世帯（3.1%）より8.0ポイント高くなっています。

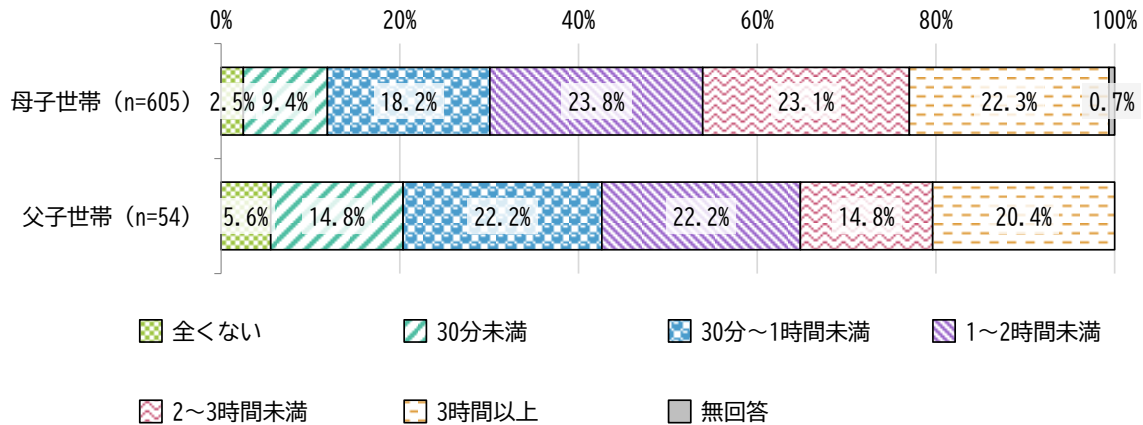


(2) お子さんとの団らんの時間の確保

① 平日

お子さんとの団らんの時間の確保について平日でみると、母子世帯、父子世帯ともに「1～2時間未満」の割合が最も高くなっています。

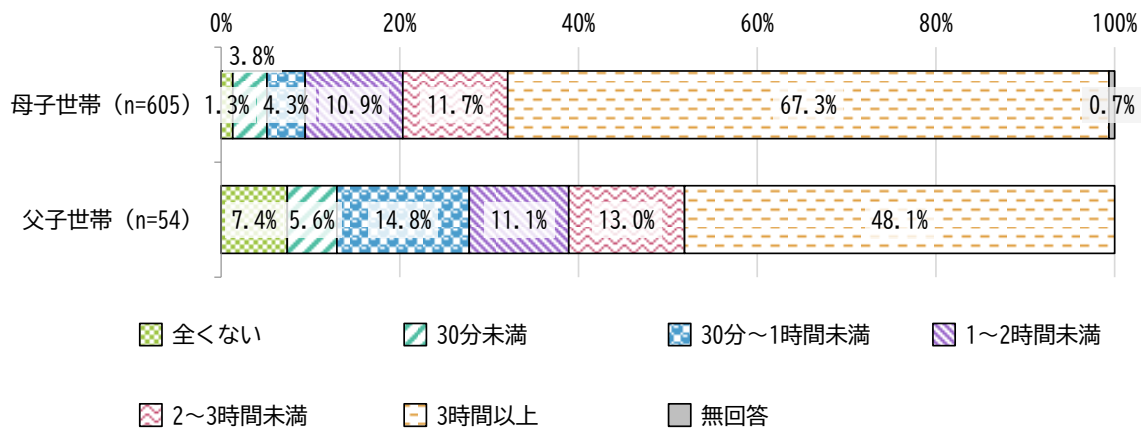
また、「2～3時間未満」の割合が、母子世帯（23.1%）では父子世帯（14.8%）より8.3ポイント高くなっています。



② 休日

お子さんとの団らんの時間の確保について休日でみると、母子世帯、父子世帯ともに「3時間以上」の割合が最も高く、母子世帯（67.3%）では6割を占めています。

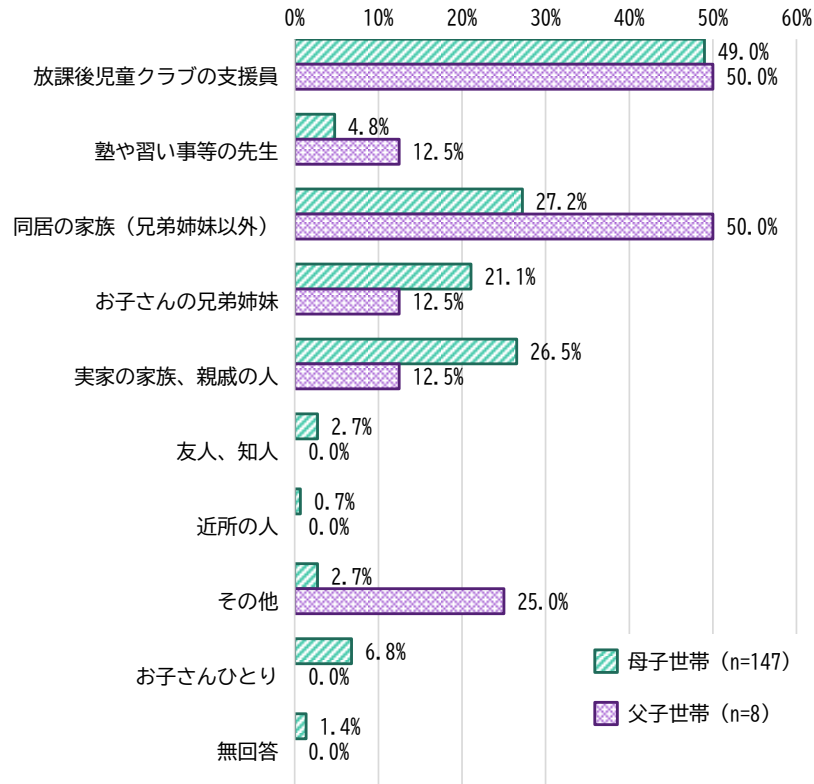
また、「30分～1時間未満」の割合が、父子世帯（14.8%）では母子世帯（4.3%）より10.5ポイント高くなっています。



(3) 放課後から夕食までに子と一緒に過ごす人

学校が終わってから夕食までの間のお子さんが過ごす相手については、母子世帯、父子世帯ともに「放課後児童クラブの支援員」の割合が最も高く、5割近くを占めています。

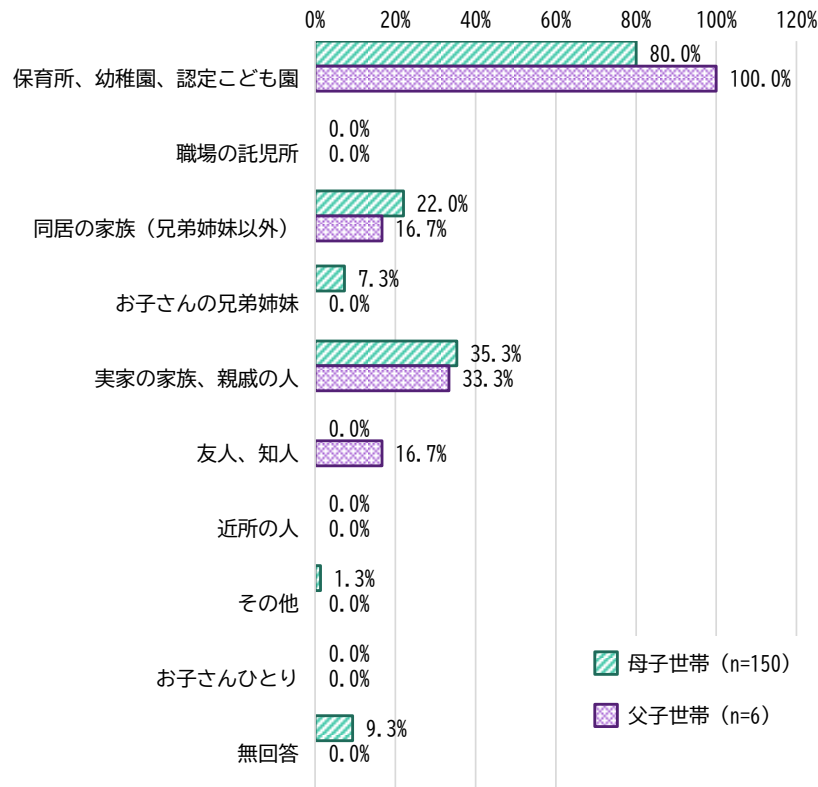
(父子世帯は、対象者が少なく参考程度)



(4) 回答者が不在の時に子の面倒を見る人

仕事で家にいない時のお子さんの世話をする方については、母子世帯、父子世帯ともに「保育所、幼稚園、認定こども園」の割合が最も高くなっています。

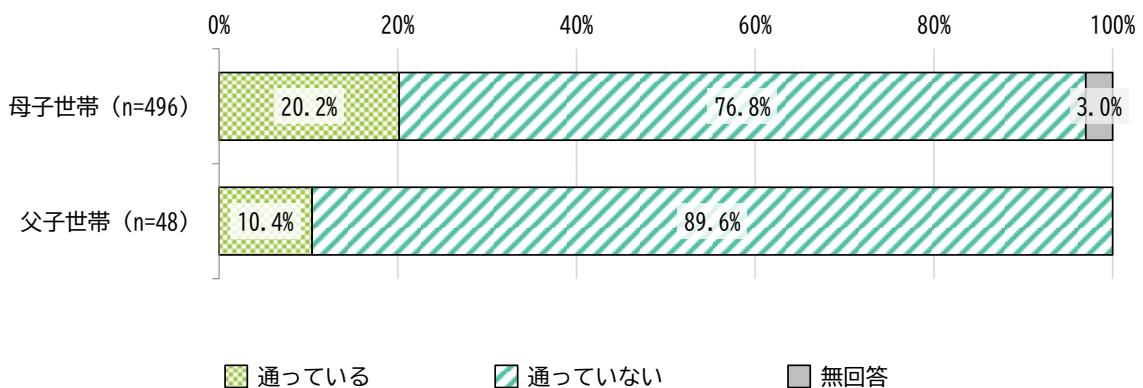
(父子世帯は、対象者が少なく参考程度)



(5) お子さんの通塾状況

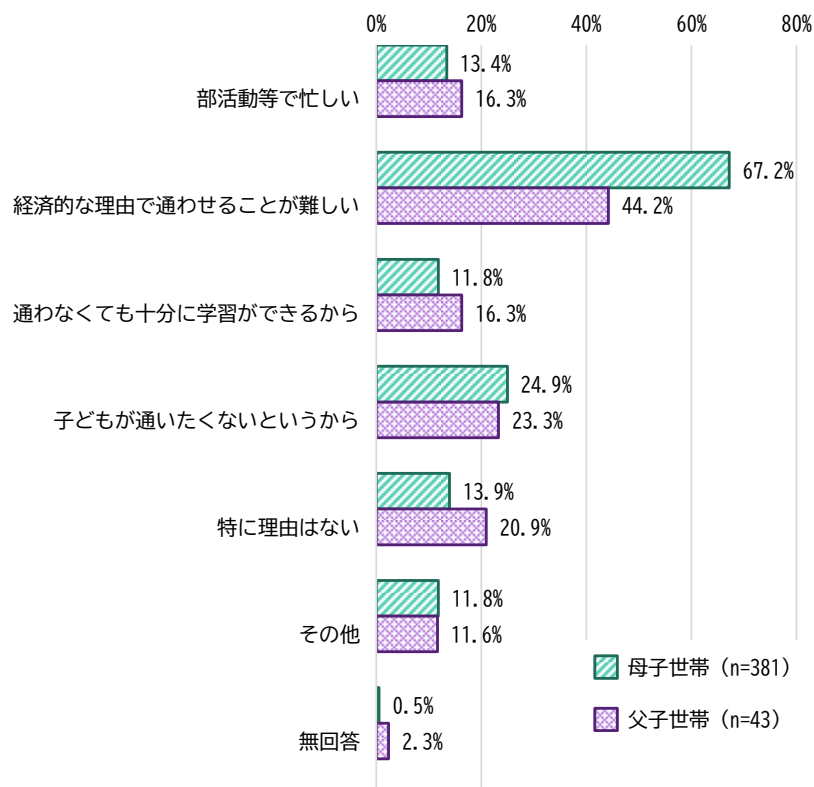
お子さんの通塾状況では、母子世帯、父子世帯ともに「通っていない」の割合が最も高く、7割を超えています。

また、「通っている」の割合が、母子世帯（20.2%）では父子世帯（10.4%）より9.8ポイント高くなっています。



(6) お子さんが通塾していない理由

お子さんが通塾していない理由では、母子世帯、父子世帯ともに「経済的な理由で通わせることが難しい」の割合が最も高く、母子世帯（67.2%）では父子世帯（44.2%）より23.0ポイント高くなっています。

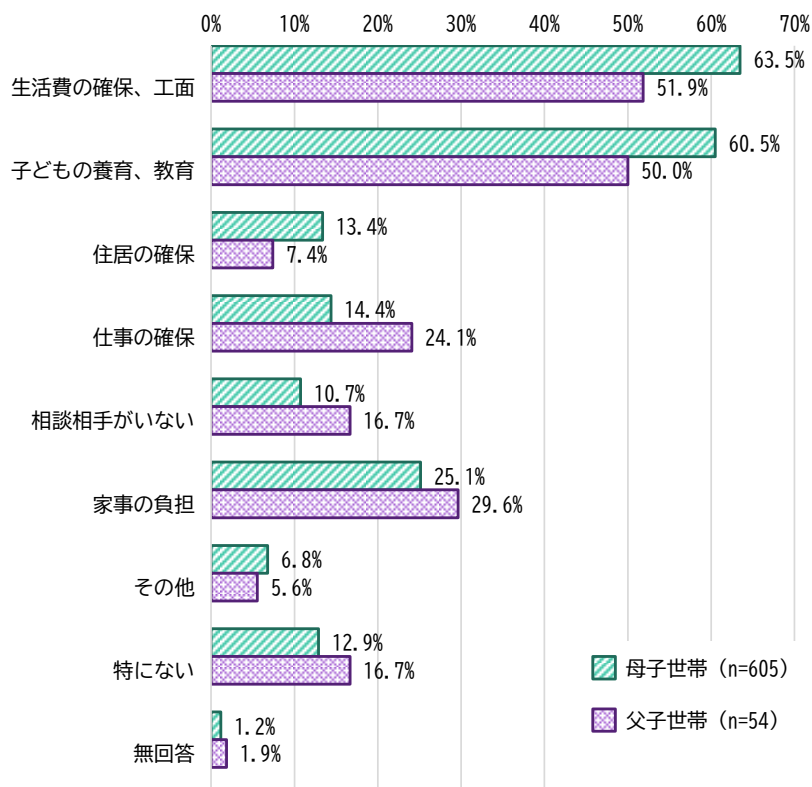


1 4. 現在の悩み、相談相手等

(1) 現在の生活での悩み等

現在の生活での悩み等について、母子世帯、父子世帯ともに「生活費の確保、工面」の割合が最も高く、次いで「子どもの養育、教育」となっており、母子世帯では父子世帯より10ポイント以上高くなっています。

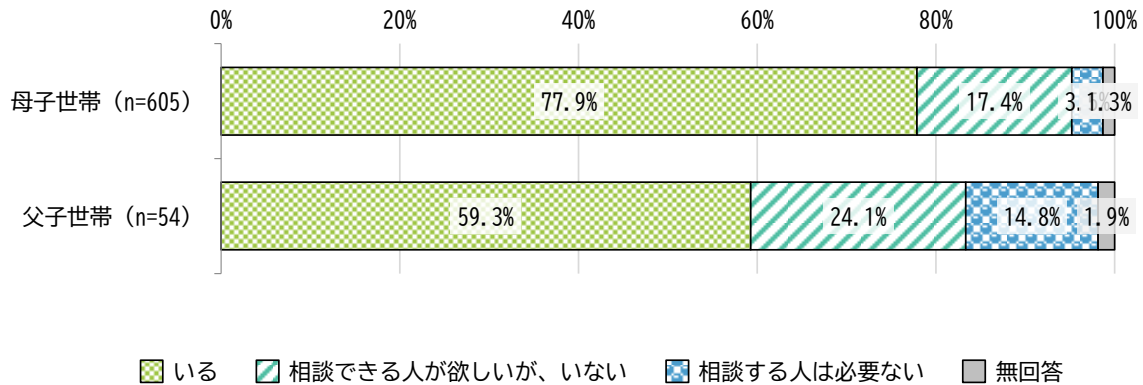
また、「仕事の確保」の割合が、父子世帯（24.1%）では母子世帯（14.4%）より9.7ポイント高くなっています。



(2) 悩み等の相談相手の有無

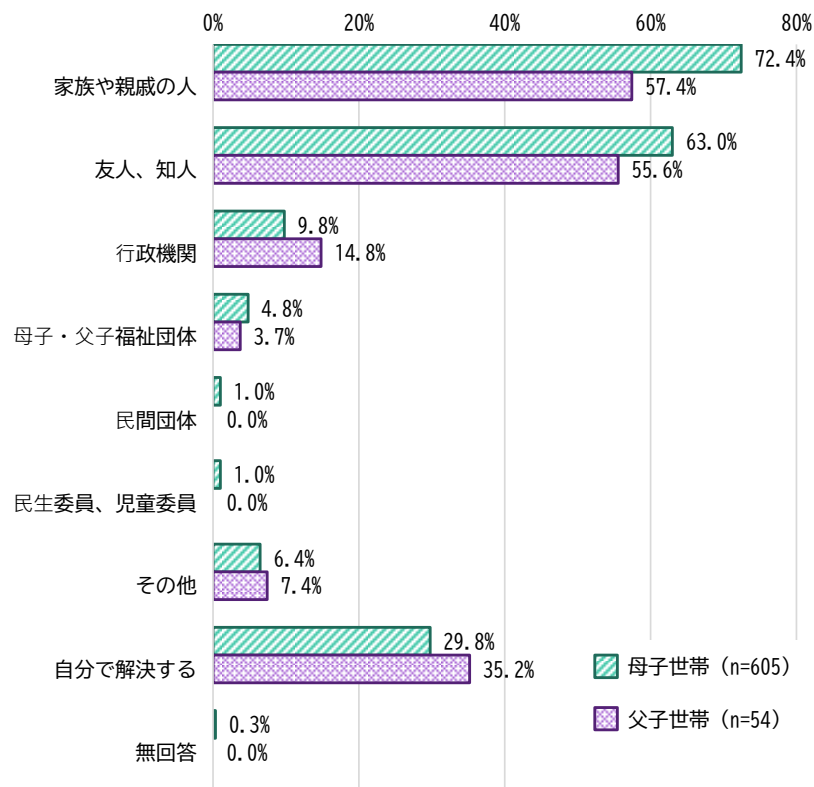
悩み等の相談相手の有無について、母子世帯、父子世帯ともに「いる」の割合が最も高く、母子世帯（77.9%）では7割を超えており、父子世帯（59.3%）より18.6ポイント高くなっています。

また「相談する人は必要ない」の割合が、父子世帯（14.8%）では母子世帯（3.1%）より11.7ポイント高くなっています。



(3) 困った問題が起きた際の相談相手

困った問題が起きた際の相談相手について、母子世帯、父子世帯ともに「家族や親戚の人」の割合が最も高く、母子世帯（72.4%）では7割を超えており、父子世帯（57.4%）より15ポイント高くなっています。

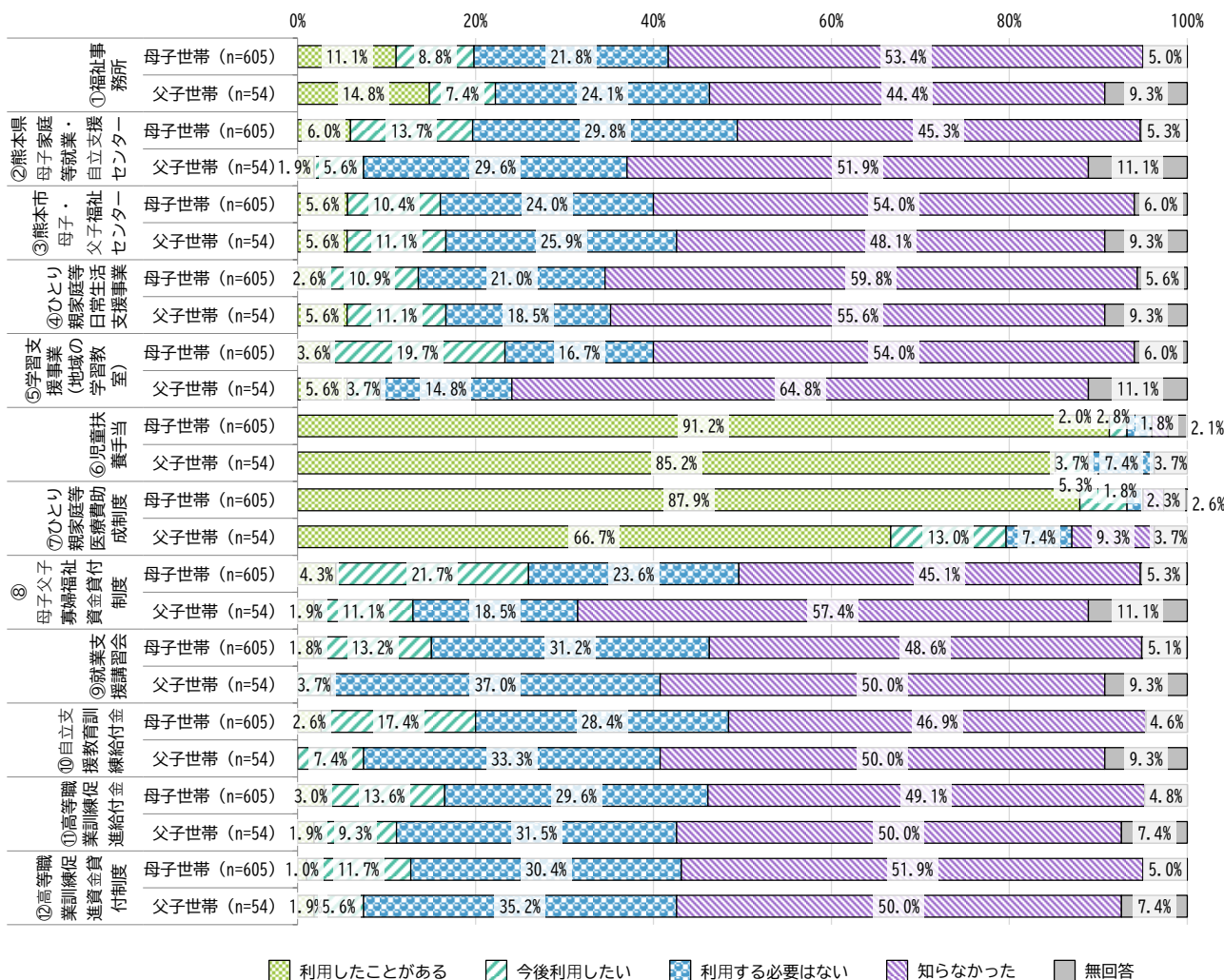


15. 行政機関に対する要望

(1) 各種支援制度の利用状況

各種支援制度の利用について、母子世帯、父子世帯ともに「児童扶養手当」「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、「利用したことがある」との回答が過半数を超えており、とてもよく利用されていることがうかがえます。

また、それ以外の制度については、「知らない」の回答が4割を超え、特に父子世帯の「学習支援事業（地域の学習教室）」では、6割を超えており、周知・広報が必要だと思われます。



(2) 行政に要望したいこと

母子世帯、父子世帯の自立と生活の安定を図るために行政に要望したいことについて、母子世帯、父子世帯ともに「手当や給付金等の充実」の割合が最も高く、ともに8割前後とかなり高くなっています。

次いで母子世帯、父子世帯ともに「支援制度等の周知（広報の充実）」の割合が高くなっており、続いて母子世帯では「職業訓練や雇用機会の拡充」、父子世帯では「相談窓口の充実」の割合が高くなっています。

前述したように、悩み等の相談相手の有無について、父子世帯では「いる」（59.3%）の割合が6割近くを占めているものの、「相談できる人が欲しいが、いない」（24.1%）の割合が母子世帯より6.7ポイント高くなっていることから、父子世帯では相談体制の充実が求められていることがうかがえます。

